

参考資料集

目次

1. 国立大学法人・大学共同利用機関法人の概況	P3
2. 国立大学法人・大学共同利用機関法人の現状分析	P14
2-1. 経営規模	P16
2-2. 国立大学運営費交付金等	P21
2-3. 財源の多様化	P27
2-4. 授業料等	P40
3. 人事給与マネジメント改革	P43
4. 再編統合・連携等	P53
5. 学内組織の見直し等	P60
6. 附属組織	P66
7. その他	P77

1. 国立大学法人・大学共同利用機関法人の概況

3

国立大学の法律上の目的・役割

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）（抄）

第二章 教育の実施に関する基本

（大学）

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第九章 大学

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）（抄）

第一章 総則

第一節 通則

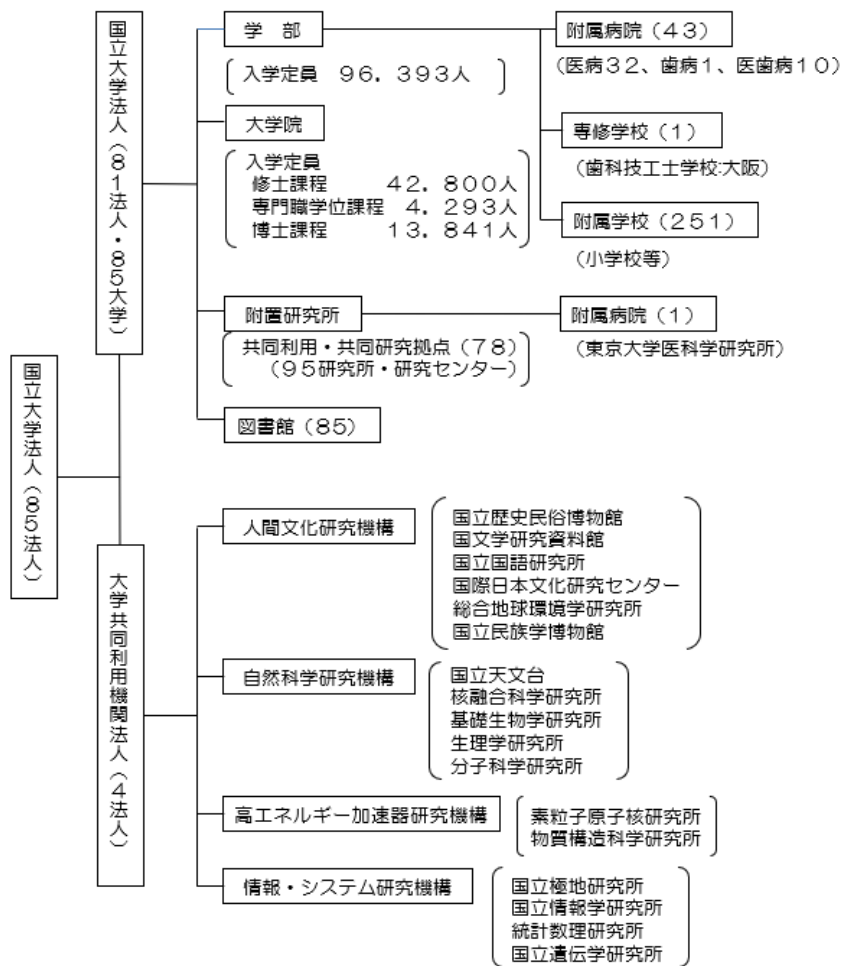
（目的）

第一条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

4

国立大学法人等の構成

(令和7年4月1日)



(注) 修士課程：修士課程、区分制博士課程（前期2年の課程）
博士課程：区分制博士課程（後期3年の課程）、5年一貫制博士課程及び医・歯・獣医学の博士課程

5

国立大学等の種類・規模

令和7年4月

81法人・85大学

総合 48	7学部以上	24	
	6学部	6	山形、宇都宮、徳島、香川、高知、佐賀
	5学部	10	弘前、岩手、秋田、茨城、埼玉、横国、岐阜、三重、大分、宮崎
	4学部	6	群馬、※金沢、福井、山梨、和歌山、鳥取
	3学部	2	※福島、滋賀
その他 37	教員養成系	11	北海道教育、宮城教育、東京学芸、上越教育、愛知教育、京都教育、大阪教育、兵庫教育、奈良教育、鳴門教育、福岡教育
	工学	9	室蘭工業、北見工業、東京農工②、電気通信、長岡技術科学、名古屋工業、豊橋技術科学、京都工芸繊維、九州工業②
	医学	3	旭川医科、浜松医科、滋賀医科
	社会	2	小樽商科、一橋⑤
	外国語	1	東京外国語③
	芸術	1	東京芸術②
	体育	1	鹿屋体育
	海洋	1	東京海洋③
	畜産	1	帯広畜産
	障害	1	筑波技術③
	女子大学	2	お茶の水④、奈良女子④
	大学院大学	4	政策研究、総合研究、北陸先端科学技術、奈良先端科学技術

東海国立大学機構

名古屋

岐阜

北海道国立大学機構

小樽商科

帯広畜産

北見工業

奈良国立大学機構

奈良教育

奈良女子

※は学群等制度を持つ大学
○の中の数字は学部数
赤字は医学部を持つ大学

大学共同利用機関法人 (4法人)

人間文化研究機構 (博物館等3、研究所等3) ・自然科学研究機構 (研究所等5) ・高エネルギー加速器研究機構 (研究所等2) ・情報・システム研究機構 (研究所等4)

6

各大学共同利用機関法人（4法人）の構成

※職員数は令和6年5月1日現在
事業規模は令和5年度決算による

人間文化研究機構

研究分野：人間の文化活動並びに人間と社会及び自然との関係に関する研究

職員数： 534名
 研究教育職員 263名
 技術職員 26名
 事務職員 245名

事業規模： 121.7億円（うち運営費交付金 114.0億円）

設置する大学共同利用機関（6機関）：

- 国立歴史民俗博物館（千葉）
- 国文学研究資料館（東京）
- 国立国語研究所（東京）
- 国際日本文化研究センター（京都）
- 総合地球環境学研究所（京都）
- 国立民族学博物館（大阪）

【主な共同利用の研究設備】

- ・高分解能マルチコレクタICP質量分析装置
- ・安定同位体比測定用質量分析装置等



日本語の歴史的典籍

【主な共同利用の研究資料・データ】

- ・統合検索システムnihuBridge（歴史学、国文学、民族学等の資料・研究成果）
- ・言語資源「コーパス」（大規模なテキスト・音声のサンプルデータベース）
- ・書籍（和漢書、古典籍、古文書等の原本・写本・マイクロフィルム等）
- ・標本資料（民族学、文化人類学、歴史学、考古学、民俗学等）
- ・映像音響資料（日本映画、伝統芸能、民族文化等）

自然科学研究機構

研究分野：天文学、物質科学、エネルギー科学、生命科学その他の自然科学に関する研究

職員数： 960名
 研究教育職員 485名
 技術職員 244名
 事務職員 231名

事業規模： 312.5億円（うち運営費交付金 242.4億円）

設置する大学共同利用機関（5機関）：

- 国立天文台（東京ほか）
- 核融合科学研究所（岐阜）
- 基礎生物学研究所（愛知）
- 生理学研究所（愛知）
- 分子科学研究所（愛知）

【主な共同利用研究設備】

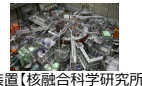
- ・すばる望遠鏡（ハワイ島） ・アルマ望遠鏡（チリ）
- ・大型ヘリカル装置LHD ・UVSOR（放射光施設）



すばる望遠鏡【国立天文台】

【主な共同利用の研究資料・データ】

- ・災害に備えた生物遺伝資源の保存・管理（バクテリアゲノムプロジェクト）
- ・天文観測アーカイブ
- ・LHD実験データベース
- ・ナショナルイリノイ・イリノイにおけるメダカ、霊長類等



大型ヘリカル装置【核融合科学研究所】

高エネルギー加速器研究機構

研究分野：高エネルギー加速器による素粒子、原子核並びに物質の構造及び機能に関する研究並びに高エネルギー加速器の性能の向上を図るための研究

職員数： 789名
 研究教育職員 410名
 技術職員 173名
 事務職員 206名

事業規模： 298.8億円（うち運営費交付金 168.0億円）

設置する大学共同利用機関（2機関）：

- 素粒子原子核研究所（茨城）
- 物質構造科学研究所（茨城）

【主な共同利用の研究設備】

- ・Bファクトリー（スーパーKEKB + Belle II 測定器）
- ・J-PARC（大強度陽子加速器施設）
- ・PF/PF-AR（放射光科学研究施設）



SuperKEKB / Belle II 実験

【主な共同利用の研究手段】

- ・放射光、中性子、ミュオン、低太陽電子の利用研究
- ・代行測定・解析（放射光）
- ・加速器関連技術の支援（超伝導、低温等）



大強度陽子加速器（J-PARC）

情報・システム研究機構

研究分野：情報に関する科学の総合研究並びに当該研究を活用した自然科学及び社会における研究諸現象等の体系的な解明に関する研究

職員数： 694名
 研究教育職員 358名
 技術職員 104名
 事務職員 232名

事業規模： 284.7億円（うち運営費交付金 214.7億円）

設置する大学共同利用機関（4機関）：

- 国立極地研究所（東京）
- 国立情報学研究所（東京）
- 統計数理研究所（東京）
- 国立遺伝学研究所（静岡）

【主な共同利用の研究設備】

- ・低温実験施設 ・二次イオン質量分析計
- ・スーパーコンピュータシステム（統計科学、遺伝研）
- ・SINET 6



SINET 6【国立情報学研究所】

【主な共同利用の研究資料・データ】

- ・極域関係資料（アイスコア、隕石等）
- ・日本人の国民性と国際比較調査データ 南極観測【国立極地研究所】
- ・モデル生物リソース（マウス、ショウジョウバエ、ヒト、イネ、大腸菌等）
- ・DDBJ（日本DNAデータベース）

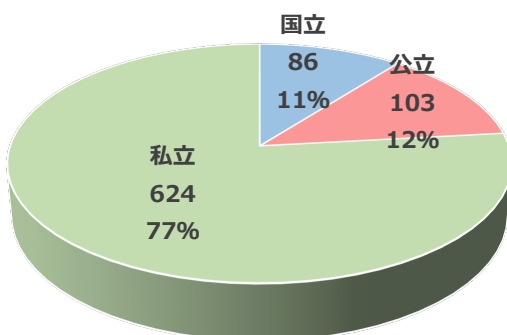
7

国公立大学学生数（学部、修士、博士）

- 我が国の学校数は813校（うち、私立624校（76.8%））であり、学部学生数は約263万人（うち、私立約205万人（78%））。
- 修士課程・博士課程の学生数は、国立が占める割合が高い。

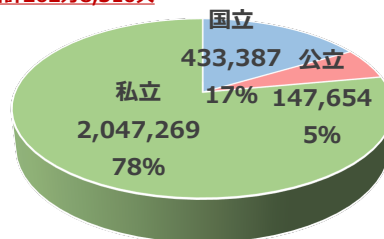
学校数

●合計813校



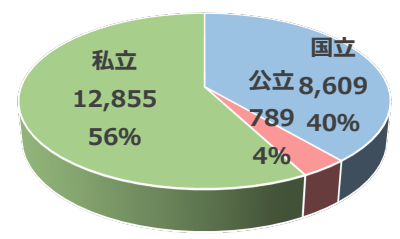
学士課程

●合計262万8,310人



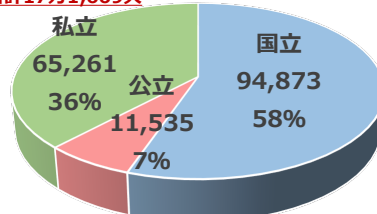
専門職学位課程

●合計2万2,253人



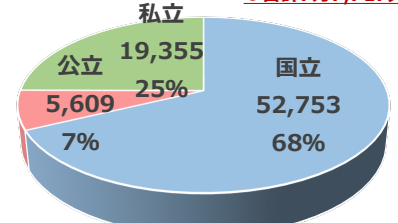
修士課程

●合計17万1,669人



博士課程

●合計7万7,717人



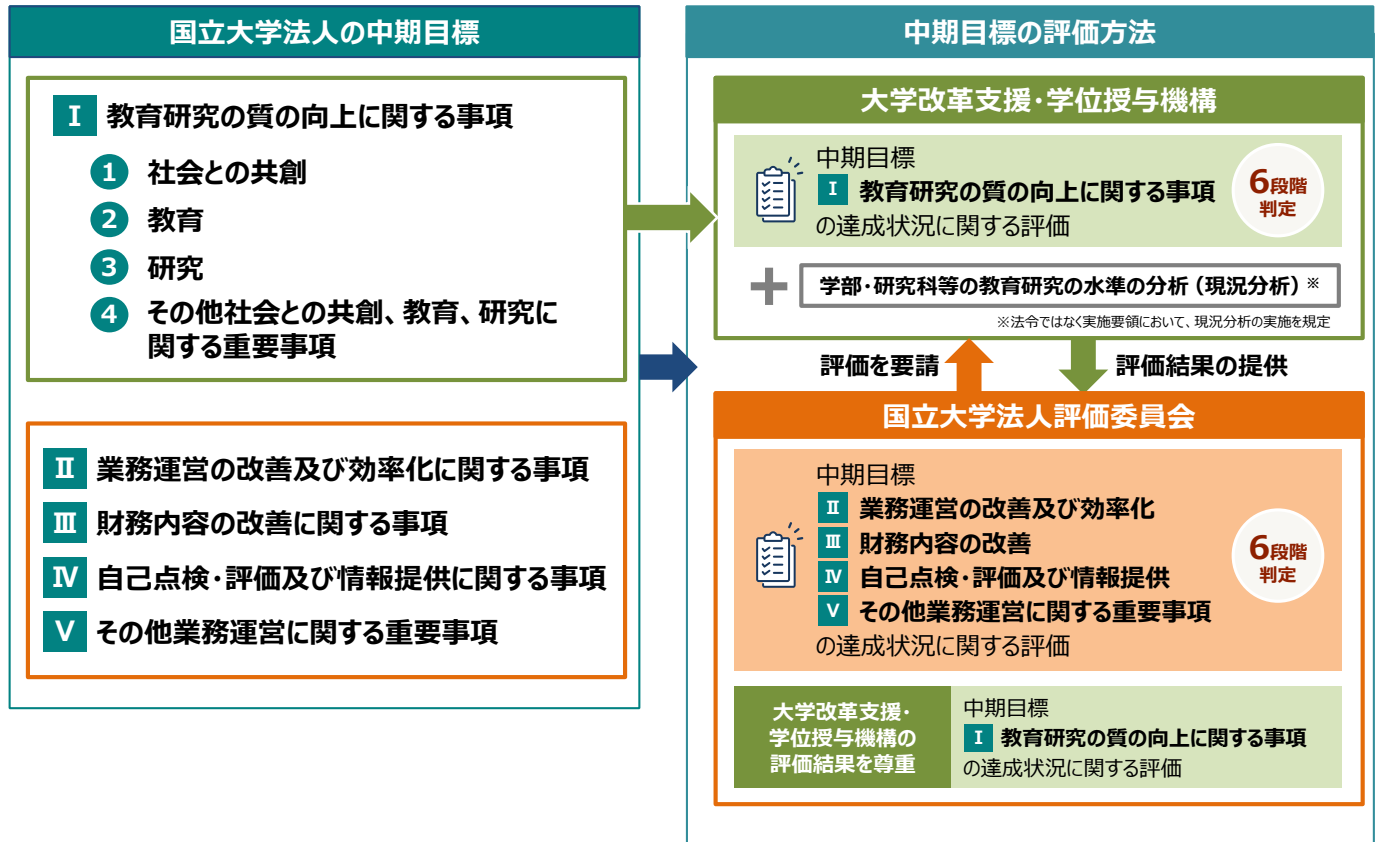
（出典）文部科学省「学校基本統計」（令和6年度）より作成

8

国立大学法人評価の仕組み

(国立大学法人法第30条)

(国立大学法人法第31条の3ほか)



9

第4期中期目標期間における国立大学法人評価制度について

- 第4期中期目標期間から年度評価を廃止。
- その他、中期目標大綱の提示による国立大学法人等に求める役割・機能等の明確化や、意欲的な評価指標の指定等を実施。

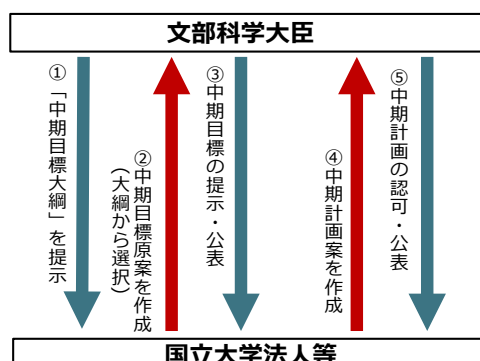
- 法律で設置される国立大学法人等について、大学の教育研究の特性や自主性に配慮しつつ、必要最低限の国の関与として、**6年間の中期目標・中期計画の設定や事後的な評価等を制度化**
- 国立大学法人等評価の目的は、「**国立大学法人等の継続的な質的向上**」と「**社会への説明責任の遂行**」

中期目標・中期計画の策定

- ✓ 国が国立大学法人等に求める役割や機能の明確化した「**中期目標大綱**」を提示①し、各法人が**中期目標原案を作成**②
- ✓ 文部科学大臣が、各法人に対し6年間に**達成すべき目標（中期目標）を定め、提示**③
- ✓ 各法人は、中期目標を達成するための**計画（中期計画）を作成**④し、文部科学大臣が**認可**⑤
- ✓ 中期計画には達成状況を検証することができる指標（**評価指標**）を設定
- ✓ 中期目標の作成及び中期計画の認可に当たっては、大学等の自主性・自律性を尊重

業務実績の評価

- ✓ 評価は国立大学法人評価委員会が、**中期目標期間の4年目終了時及び6年目終了時に実施**
※教育研究の質の向上については、専門的な観点から評価を実施するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重
- ✓ **評価指標の達成状況に重点を置いた評価の実施**
- ✓ 業務実績評価は、**各法人の自己点検・評価に基づいて実施**
- ✓ 国立大学法人評価委員会は、**各法人の自己点検・評価を検証し、中期計画の実施状況等に基づき、中期目標の達成状況を確認**（法人間を相対的に比較するものではない）



※文部科学大臣は、中期目標の提示、中期計画の認可に当たっては、国立大学法人評価委員会の意見を聴く。

中期目標の事項	個別の中期目標	中期計画	（評価指標）
I 教育研究の質の向上に関する事項			
II 業務運営の改善及び効率化に関する事項	○○○ （個別の中期目標）	●●● （具体的措置）	評価指標 ■ ■ ■ 評価指標 ■ ■ ■ 評価指標 ■ ■ ■
III 財務内容の改善に関する事項			
IV 自己点検・評価及び情報提供に関する事項			
V その他業務運営に関する重要事項			

6段階 5段階 3段階

○評価指標は、達成水準を満たすかを客観的に3段階で判断

○中期計画は、評価指標の達成状況に加え、優れた実績・成果のある取組や意欲的な評価指標の達成状況等を勘案し、5段階で判断

○中期目標は、各中期計画の達成状況に加え、優れた点や改善すべき点などの状況を総合的に勘案し、6段階で判断

10

指定国立大学法人制度について

1. 制度の趣旨

平成29年4月、国立大学法人法の改正により、我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を「指定国立大学法人」として指定することができる制度を創設。

2. 指定国立大学法人とは

<指定の条件>

指定国立大学法人は、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していく必要があるため、「研究力」、「社会との連携」、「国際協働」の3つの領域において、既に国内最高水準に位置していることを申請の要件として設定。

以下の項目を申請に当たって確認

【研究力】

- ・科学研究費助成事業の新規採択件数
- ・トップ10%論文の状況

【社会との連携】

- ・受託・共同研究収益の割合
- ・寄附金収益の割合
- ・特許権実施等収入の割合
- ・大学発ベンチャー設立数の割合（第4期～）

【国際協働】

- ・国際共著論文比率
- ・留学生及び日本人派遣学生の割合（学部・大学院）
- ・外国人教員割合（第4期～）

<指定国立大学法人に関する特例>

- 出資対象範囲の拡大※1（大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用して商品等の開発・提供を行う事業者）への出資）
- 役職員の報酬・給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性の考慮
- 余裕金の運用の認定特例（文部科学大臣の認定不要）
- 理事を2名まで増員可

※1 大学の研究成果を活用したコンサルティング会社等への出資については、令和4年4月より国立大学法人に対象を拡大

3. 指定の状況

指定国立大学法人の審査は、外国人有識者を含む外部有識者からなる委員会（国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会指定国立大学法人部会）が書面審査、ヒアリング審査及び現地視察を実施。文部科学大臣は国立大学法人評価委員会の意見を聴いて指定。

【第3期指定について】

国立大学法人東北大学（平成29年6月30日指定）
国立大学法人東京大学（平成29年6月30日指定）
国立大学法人京都大学（平成29年6月30日指定）
国立大学法人東京工業大学（平成30年3月20日指定）※2
国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学（平成30年3月20日指定）
国立大学法人大阪大学（平成30年10月23日指定）
国立大学法人一橋大学（令和元年9月5日指定）

【第4期指定について】

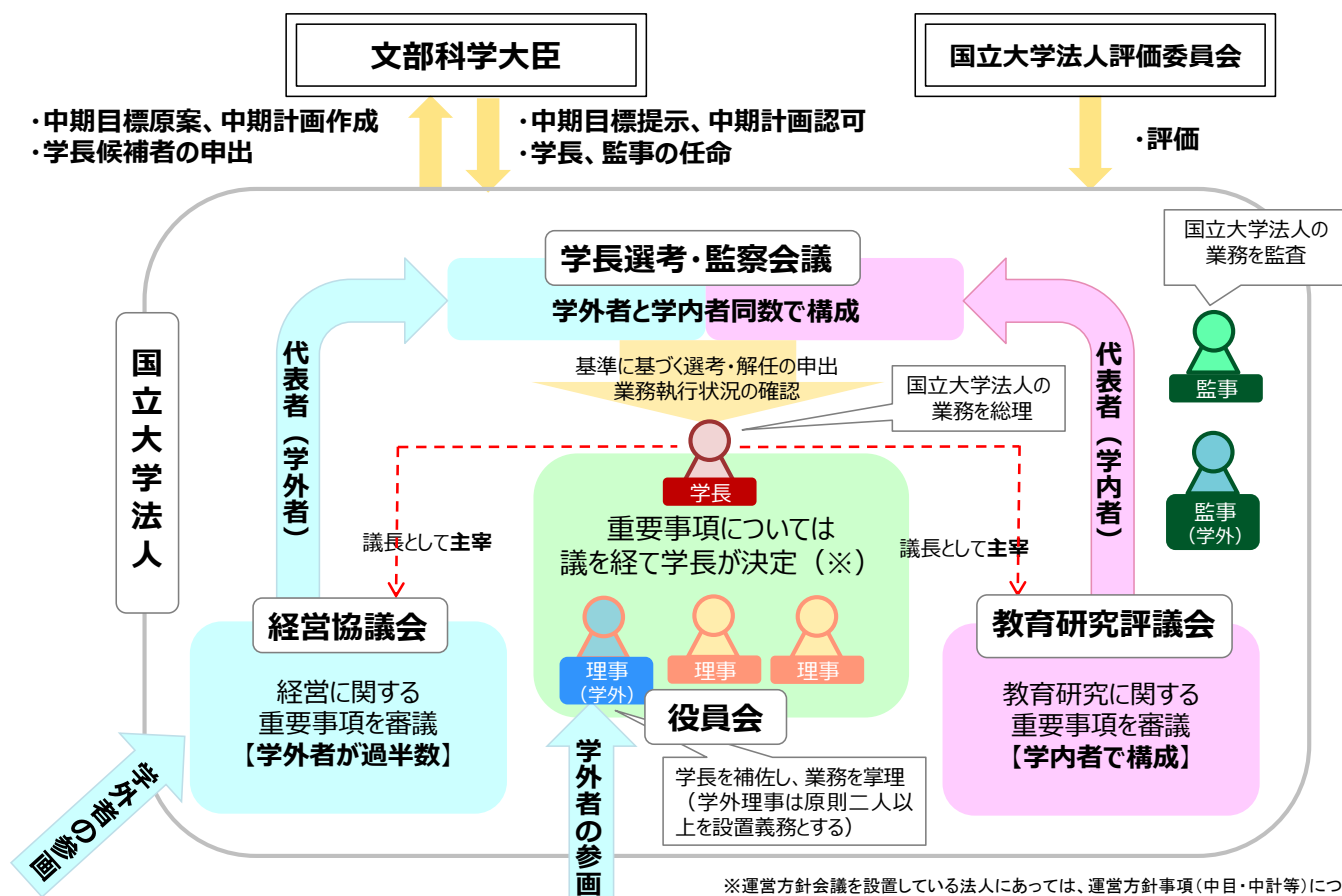
国立大学法人筑波大学（令和2年10月15日指定）
国立大学法人東京医科歯科大学（令和2年10月15日指定）※2
国立大学法人九州大学（令和3年11月22日指定）

※2 国立大学法人東京科学大学として指定継続（令和6年10月1日付）

11

国立大学法人のガバナンスの仕組み

（令和4年4月以降）



12

国立大学法人化以後の流れ

平成16年度～

第1期

新たな法人制度の「始動期」

<国立大学法人化の意義>

自律的・自主的な環境の下で国立大学をより活性化し、優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組む、より個性豊かな魅力ある国立大学を実現

- ・大学ごとに法人化し、自律的な運営を確保
- ・民間的発想のマネジメント手法を導入
- ・学外者の参画による運営システムを制度化
- ・能力主義人事の徹底
- ・第三者評価の導入による事後チェック方式への移行

平成22年度～

第2期

法人化の長所を生かした改革を本格化

ミッションの再定義

各国立大学と文部科学省の意見交換により、各大学の強み・特色・社会的役割を整理

ガバナンス改革

- ・教授会等の組織の規定の見直し
- ・学長選考の透明化

- ・大学発ベンチャー支援会社（VC）への出資を可能に

大学改革実行プラン

（平成24年6月）
社会の改革のエンジンとなる大学づくり
・大学の機能再構築
・大学ガバナンスの充実強化

国立大学改革プラン

（平成25年11月）
・ミッションを踏まえ、改革を改革加速期間中に実施する大学に対し、国立大学法人運営費交付金等により重点支援

平成28年度～

第3期

持続的な“競争力”を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へ

機能強化の推進

- ・運営費交付金による重点支援
- ・3つの重点支援の枠組みによる重点支援
- 学長裁量経費の導入
- 客観・共通指標による配分（令和元年度～）

※第3期期間中は同額程度を確保

- ・指定国立大学法人制度の創設
- ・経営と教学の分離、一法人複数大学制の導入

自律的な経営環境の確保

- ・学生への修学支援・ボスドク等への研究助成等に対する個人寄附への税額控除導入
- ・評価性資産の寄附に係る非課税要件緩和
- ・土地等の第三者貸付対象の範囲拡大
- ・余裕金の運用対象の拡大
- ・大学債・長期借入の対象拡大

国立大学経営力戦略（平成27年6月）

「社会変革のエンジン」として知の創出機能を最大化

- ・大胆な発想で、学長がリーダーシップとマネジメント力を発揮し、組織全体をリードする将来ビジョンに基づく自己改革・新陳代謝を実行
- ・確かなコスト意識と戦略的な資源配分を前提とした経営的視点で大学運営を行うことで経営力を強化
- ✓3つの重点支援の枠組みを新設
- ✓機能強化のための組織再編
- ✓学長の裁量による経費（仮称）によるマネジメント改革
- ✓「特定研究大学（仮称）」「卓越大学院（仮称）」「卓越研究員（仮称）」

令和4年度～

第4期

機能拡張により公共を担う経営体への転換

国立大学法人と国の自律的契約関係

- ・中期目標・中期計画の在り方を見直し
- ※国が示す大枠の方針（中期目標大綱）から法人が自らのミッションとして位置づけるものを選択
- ・評価全体の効率化、年度評価の廃止
- ・学長選考・監察会議の権限追加、監事の体制強化
- ・ガバナンス・コードの適合状況の積極的な公表
- 社会的ステークホルダーとのエンゲージメント
- ・運営費交付金に「ミッション実現戦略分」を導入、社会的インパクトの創出に向けた取組を後押し
- ・大学の大きな運営方針の継続性・安定性を確保し、ステークホルダーと共に継続的な大学の成長を支えるための運営方針会議の創設
- 経営裁量の拡大を可能とする規制緩和等
- ・大学債・長期借入の対象拡大
- ・土地等の第三者貸付につき計画の一括認可を可能に
- ・個人寄附の税額控除対象を、障害学生支援や留学生宿舍建設目的の寄附にも拡大

国立大学改革方針（令和元年6月）

知識集約型社会において知をリードし、イノベーションを創出する知と人材の集積拠点としての役割。「国立大学こそが社会変革の原動力」

地域の教育研究拠点として、各地域のポテンシャルを引き出し、地方創生に貢献する役割

1. 徹底的な教育改革
 2. 世界の「知」をリードするイノベーションハブ
 3. 世界・社会との高度で多様な頭脳循環
 4. 地域の中核として高度な知を提供
 5. 強靱なガバナンス
 6. 多様で柔軟なネットワーク
 7. 国立大学の適正な規模
- ⇒手厚い支援と厳格な評価の徹底、規制緩和と体制整備

国立大学改革強化推進事業（平成24年度～）

国立大学経営改革促進事業（平成30年度～）

2. 国立大学法人・大学共同利用機関法人の現状分析

本資料では、法人化以降の財務状況及び規制緩和等された制度の活用状況について現状分析を行う。

その際、各法人の規模や教育研究の分野は様々であること、また、これらの違いによって制度の活用状況の傾向が異なることから、国立大学法人等の全体の傾向を分析することに加え、法人化以来、財務分析に用いている以下のグループごとに分析を行った。

なお、法人の規模や分野等により、法人化以降の制度の活用の状況等には自ずと異なる特徴があると考えられるものであり、本分析で表された財務状況や制度の活用状況の多少のみをもって、当該グループの法人の活動ぶりの評価の意味合いをもつものではないことに十分留意することが必要である。

Aグループ（大規模）：	学生収容定員 1 万人以上、学部等数概ね 10 学部以上の国立大学法人（学群、学類制などの場合は、学生収容定員のみ）	
Bグループ（理学生＞W文）：	医科系学部を有さず、学生収容定員に占める理工系学生数が文科系学生数の概ね 2 倍を上回る国立大学法人	
Cグループ（文学生＞W理）：	医科系学部を有さず、学生収容定員に占める文科系学生数が理工系学生数の概ね 2 倍を上回る国立大学法人	
Dグループ（医のみ）：	医科系学部のみで構成される国立大学法人	
Eグループ（教のみ）：	教育系学部のみで構成される国立大学法人	
Fグループ（院のみ）：	大学院のみで構成される国立大学法人	
Gグループ（医有複学）：	医科系学部その他の学部で構成され、A～F のいずれにも属さない国立大学法人	（※）法人化当初の年度評価時の財務分析のため、財政規模・収支構造に着目して分類したもの。毎年度、本グループ分けを活用して法人の財務情報の分析を行い、文科省HPで公表している。経年比較の観点等から、基本的には当初のグループ分けを維持し、毎年度、定義に合わせてグループ分けを見直すことはしていない。
Hグループ（医無複学）：	医科系学部を有さず、A～F のいずれにも属さない国立大学法人	
Iグループ（共同利用機関）：	大学共同利用機関法人	

（H16～R5間に大学統合・法人統合された大学については、R5時点のグループで整理。）

区分	大 学
Aグループ ＜13法人＞	北海道大学、東北大学、筑波大学、千葉大学、東京大学、新潟大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、岡山大学、広島大学、九州大学、東海国立大学機構
Bグループ ＜11法人＞	室蘭工業大学、東京農工大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、長岡技術科学大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、京都工芸繊維大学、九州工業大学、鹿屋体育大学
Cグループ ＜6法人＞	福島大学、筑波技術大学、東京外国語大学、東京藝術大学、一橋大学、滋賀大学
Dグループ ＜4 法人＞	旭川医科大学、東京医科歯科大学、浜松医科大学、滋賀医科大学
Eグループ ＜10法人＞	北海道教育大学、宮城教育大学、東京学芸大学、上越教育大学、愛知教育大学、京都教育大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、鳴門教育大学、福岡教育大学
Fグループ ＜4 法人＞	政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学
Gグループ ＜24法人＞	弘前大学、秋田大学、山形大学、群馬大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、三重大学、鳥取大学、島根大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学
Hグループ ＜10法人＞	岩手大学、茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、お茶の水女子大学、横浜国立大学、静岡大学、和歌山大学、北海道国立大学機構（小樽商科大学・帯広畜産大学・北見工業大学）、奈良国立大学機構（奈良教育大学・奈良女子大学）
Iグループ ＜4法人＞	人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

2－1.経営規模

経常収益・費用やその内訳の変化について（全体の傾向）

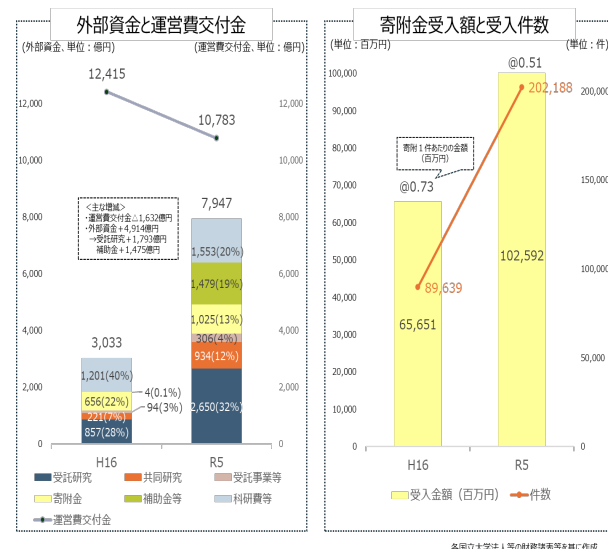
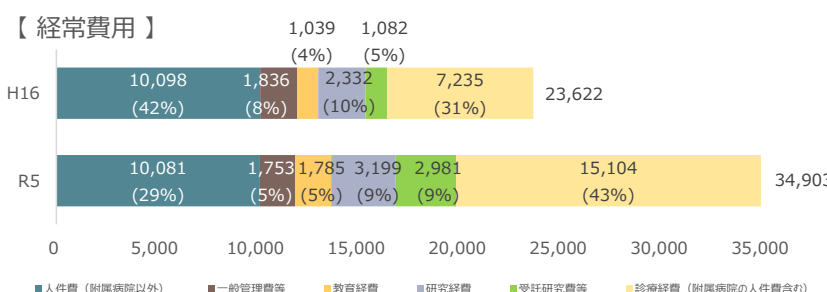
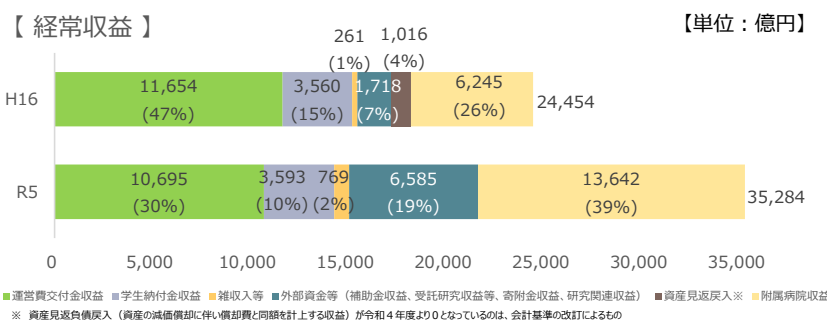
- 全体として経常収益・費用は約1.4倍に増加。

<経常収益>

- 最も大きな増要因は附属病院収益で、約2.2倍に増加（6,245億円→13,642億円）。
- 外部資金等は約3.8倍に増加（1,718億円→6,585億円）しており、企業等からの受託研究・共同研究など全般的に獲得金額が増加、寄附金は受入件数は約2.3倍、受入額は約1.6倍に増加。

<経常費用>

- 収益増に比例して、診療経費は約2.1倍に増加（7,235億円→15,104億円）。
- 受託研究費等は約2.8倍に増加（1,082億円→2,981億円）。また、教育経費や研究経費も増加。
- 一方、人件費、一般管理費等は微減となっている。

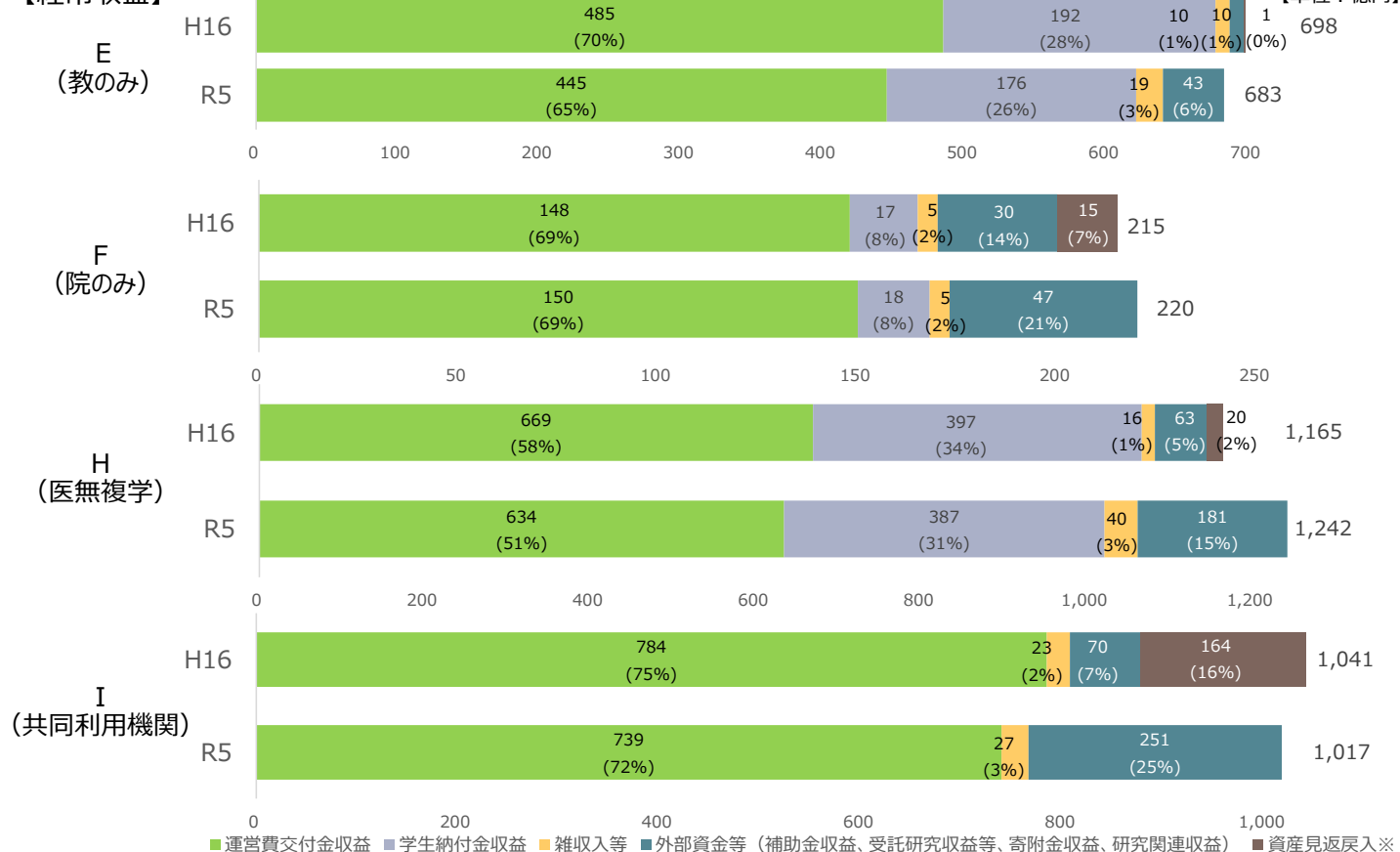


17

経常収益・費用やその内訳の変化について（グループ間に見られる特徴①）

- 全体としては経常収益が伸びている中で、E、F、H、Iグループは縮小ないしほぼ同規模となっている。

【経常収益】



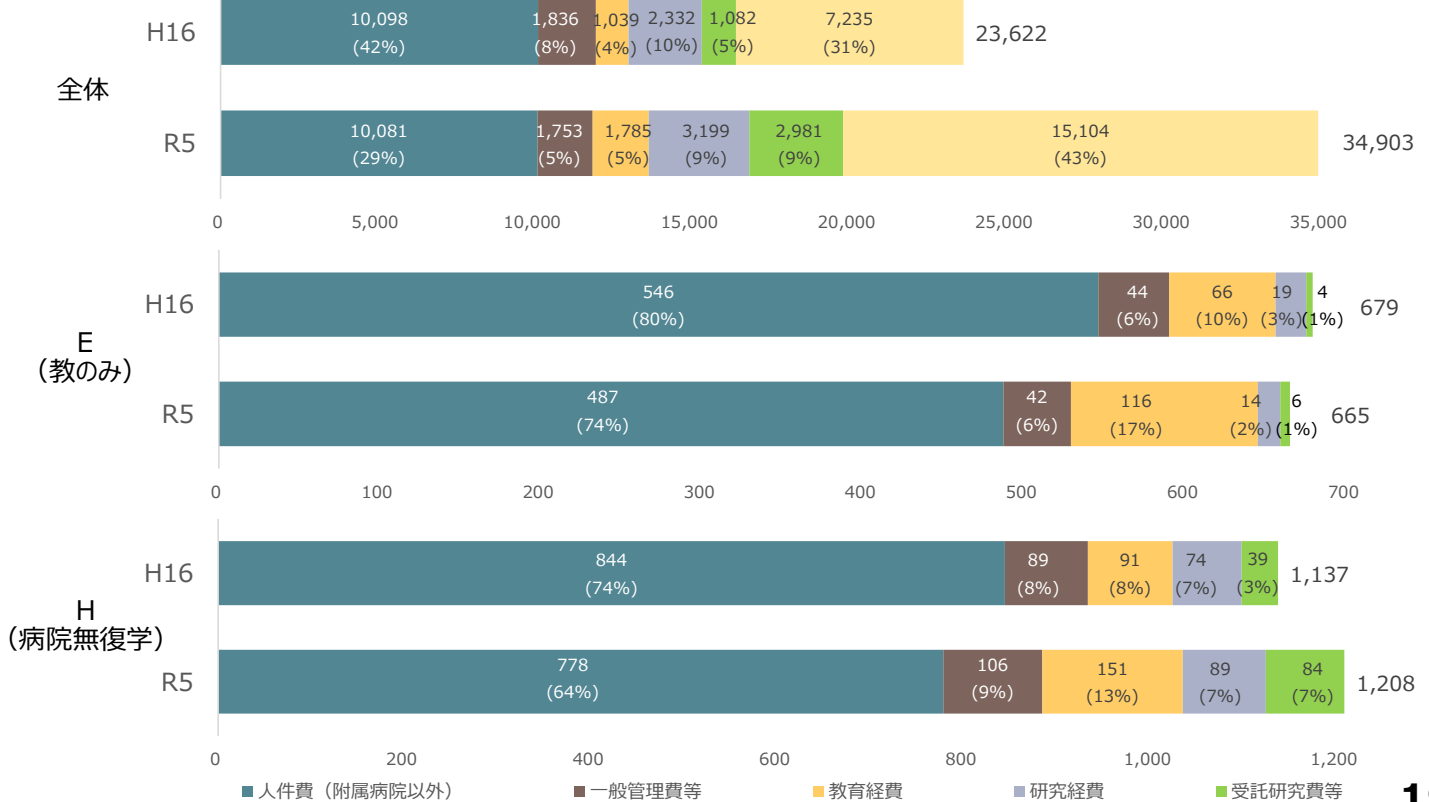
18

経常収益・費用やその内訳の変化について（グループ間に見られる特徴②）

- 全体では経常費用も大きく増加している中、Eグループは縮小、Hグループは同等の小規模の増加となっている。
- 経常費用のうち人件費について、全体の傾向としては同規模を維持しているが、両グループの人員費は減少している。
- 両グループとも経常費用に占める人件費の割合が約7割とコストの大半を占めている。

【経常費用】

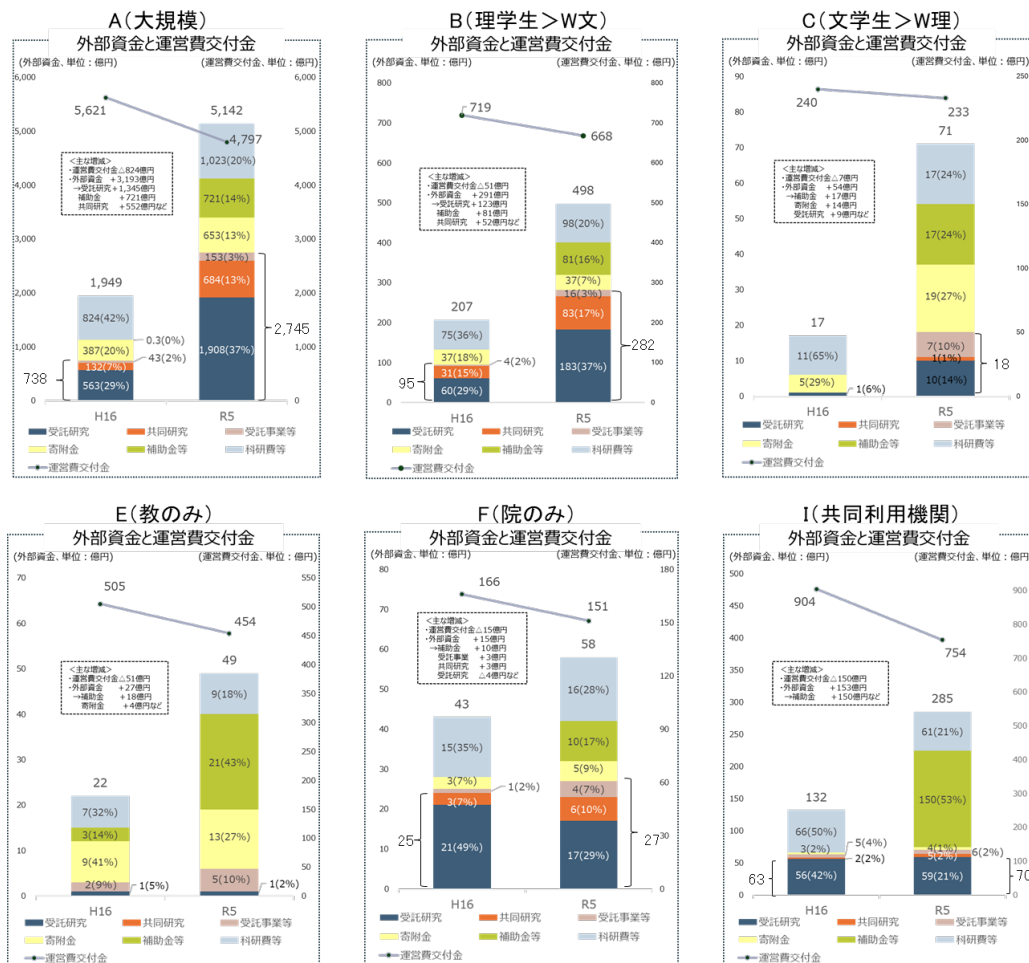
【単位：億円】



19

運営費交付金と外部資金の獲得状況（グループ間に見られる特徴）

- 獲得している外部資金について、Aグループ（大規模）、Bグループ（理学生＞W文）及びCグループ（文学生＞W理）においては、受託研究、共同研究、受託事業などの金額が大きく増加している一方、Eグループ（教のみ）、Fグループ（院のみ）、Iグループ（共同利用機関）は増加度が低い。



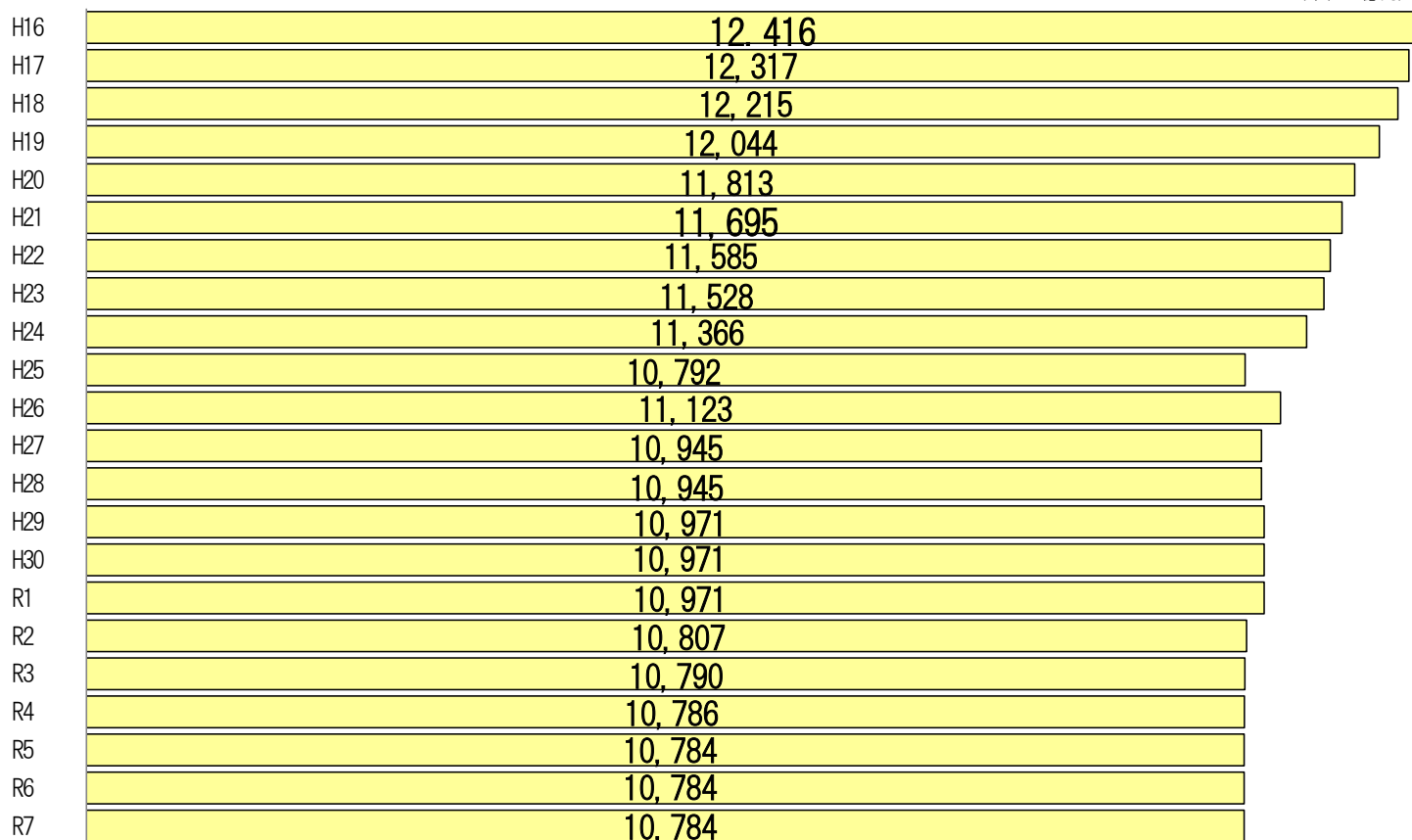
20

2-2.国立大学法人運営費交付金等

21

国立大学法人運営費交付金予算額の推移

(単位：億円)



(注) グラフは当初予算額の推移。

平成25年度、平成26年度予算額には、国家公務員の給与減額措置の影響による増減がある。

平成29年度・平成30年度予算額には、国立大学法人機能強化促進費を含む。

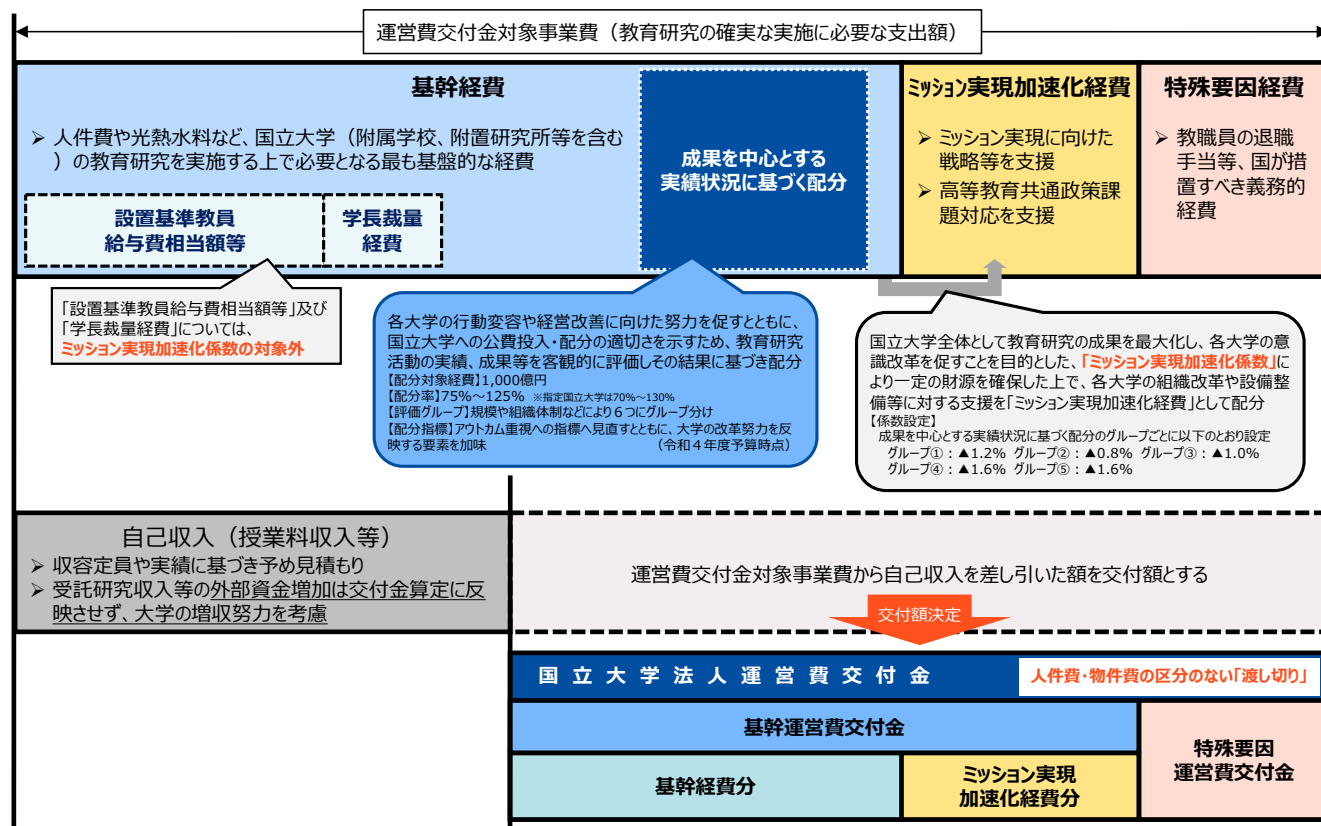
令和2年度予算から、高等教育修学支援新制度の授業料等減免分を内閣府に計上。

(参考) 令和6年度補正予算〔国立大学等における教育研究基盤の強化等〕：180億円

※このほか、災害復旧等：40億円、GIGAスクール構想の推進：26億円を計上

第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の概要

- 6年間の中期目標期間を通じて継続して支援を行い、中間及び期末にその社会的なインパクトを評価し、評価結果を第5期に向けて反映させる仕組みを導入。
- 客観的な共通指標による、成果を中心とする実績状況に基づく配分は、評価対象である国立大学のグループ分けを改善しつつ、引き続き維持。



23

第4期中期目標期間の国立大学法人運営費交付金におけるグループ分けについて

グループ1 (28大学)	主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学のうち、附属病院を有する国立大学	旭川医科大学、弘前大学、秋田大学、山形大学、群馬大学、新潟大学、富山大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、浜松医科大学、三重大学、滋賀医科大学、鳥取大学、島根大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学
グループ2 (27大学)	主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学のうち、附属病院を有しない国立大学	北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学、岩手大学、宮城教育大学、福島大学、茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、横浜国立大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、静岡大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、滋賀大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、奈良教育大学、和歌山大学、鳴門教育大学、福岡教育大学
グループ3 (14大学)	主として、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で地域というより世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学	筑波技術大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京芸術大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、奈良女子大学、九州工業大学、鹿屋体育大学、政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学
グループ4 (9大学)	主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を中核とする国立大学のうち、指定国立大学	東北大学、筑波大学、東京大学、東京科学大学、一橋大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学
グループ5 (7大学)	主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を中核とする国立大学	北海道大学、千葉大学、東京農工大学、金沢大学、神戸大学、岡山大学、広島大学
グループ6 (4機構)	研究基盤の共同利用や、大学の枠を超えたネットワーク化を推進する大学共同利用機関	人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

※「ミッション実現加速化係数」、「成果を中心とする実績状況に基づく配分」に活用

24

国立大学法人運営費交付金「成果を中心とする実績状況に基づく配分」について

配分の趣旨

- ・国立大学における教育研究の更なる質の向上や経営改善に向けた一層の努力を促すため、教育研究活動の実績・成果等を客観的に評価し、その結果に基づく配分を実施。
- ・国立大学の教育研究活動の継続性・安定性とのバランスに留意しつつ、教育研究の更なる質の向上を図る。

令和7年度予算における配分の概要

【配分対象経費・配分率】

配分対象経費： **1,000億円**
(基幹経費に設定)

配 分 率： **75%～125%**
(指定国立大学は70%～130%)

※令和6年度予算と同額・同率

※各大学の改革努力を適切に反映するため、研究の指標を中心に「実績」に加え「伸び」を加味

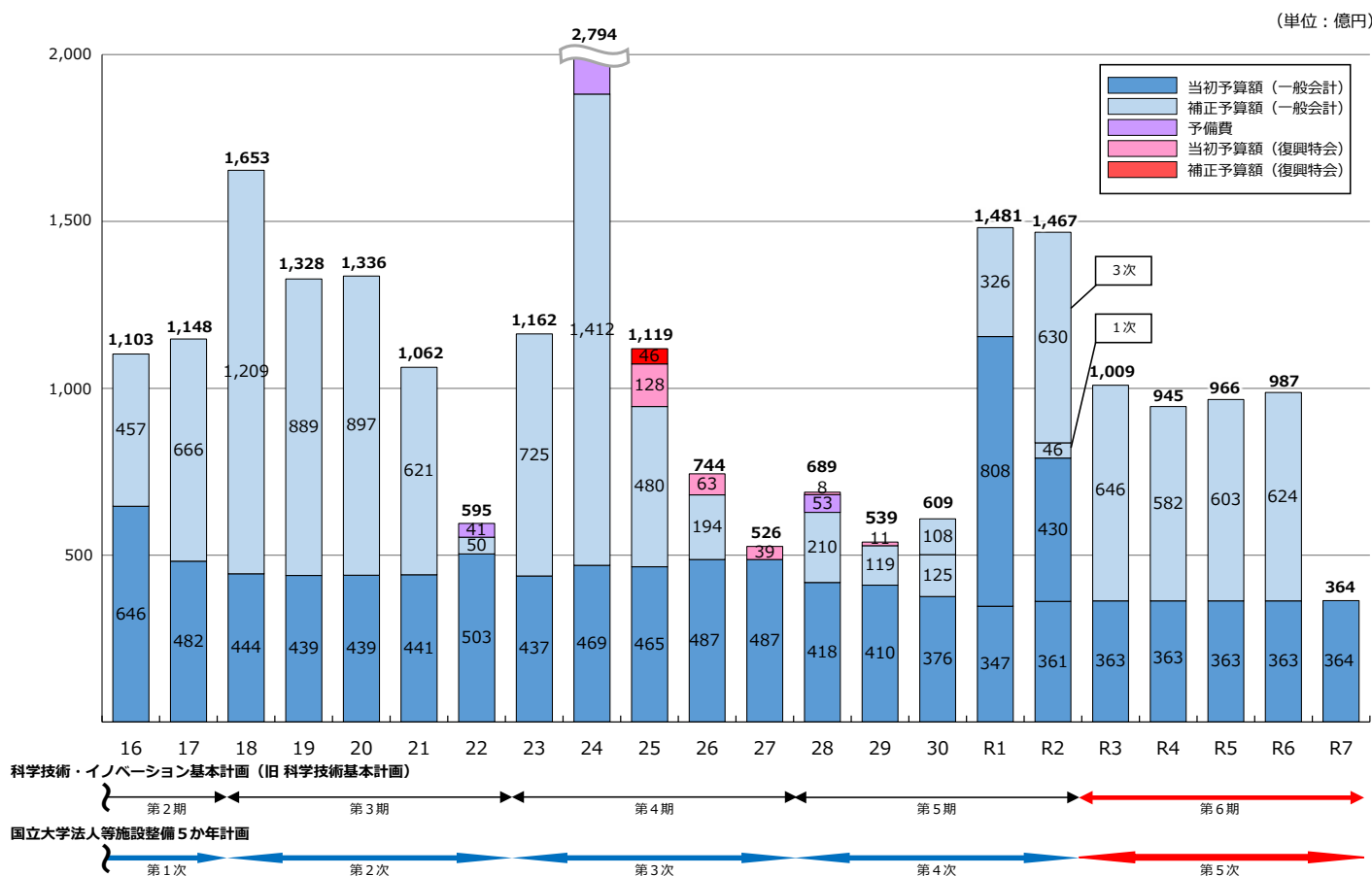
【配分指標】

教育	卒業・修了者の就職・進学等の状況	60億円	【教育】 170億円
教育	博士号授与の状況	60億円	
教育	大学教育改革に向けた取組の実施状況	50億円	
研究・経営	若手研究者比率	新規採用教員に占める 若手研究者比率を加味 155億円	【研究】 470億円
研究	運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数 (グループ④～⑥)	115億円	
研究	常勤教員当たり研究業績数	※ 100億円	
研究	常勤教員当たり科研費獲得額・件数	※ 100億円	
研究・経営	常勤教員当たり受託・共同研究等受入額	※ 100億円	
経営	人事給与マネジメント改革状況	40億円	【経営】 360億円
経営	会計マネジメント等改革状況 (ダイバーシティ環境醸成の状況等を含む)	70億円	
経営	寄附金等の経営資金獲得実績	※ 150億円	

※「伸び」を加味

25

国立大学法人等施設整備費予算額の推移（平成16年度～令和7年度予算）

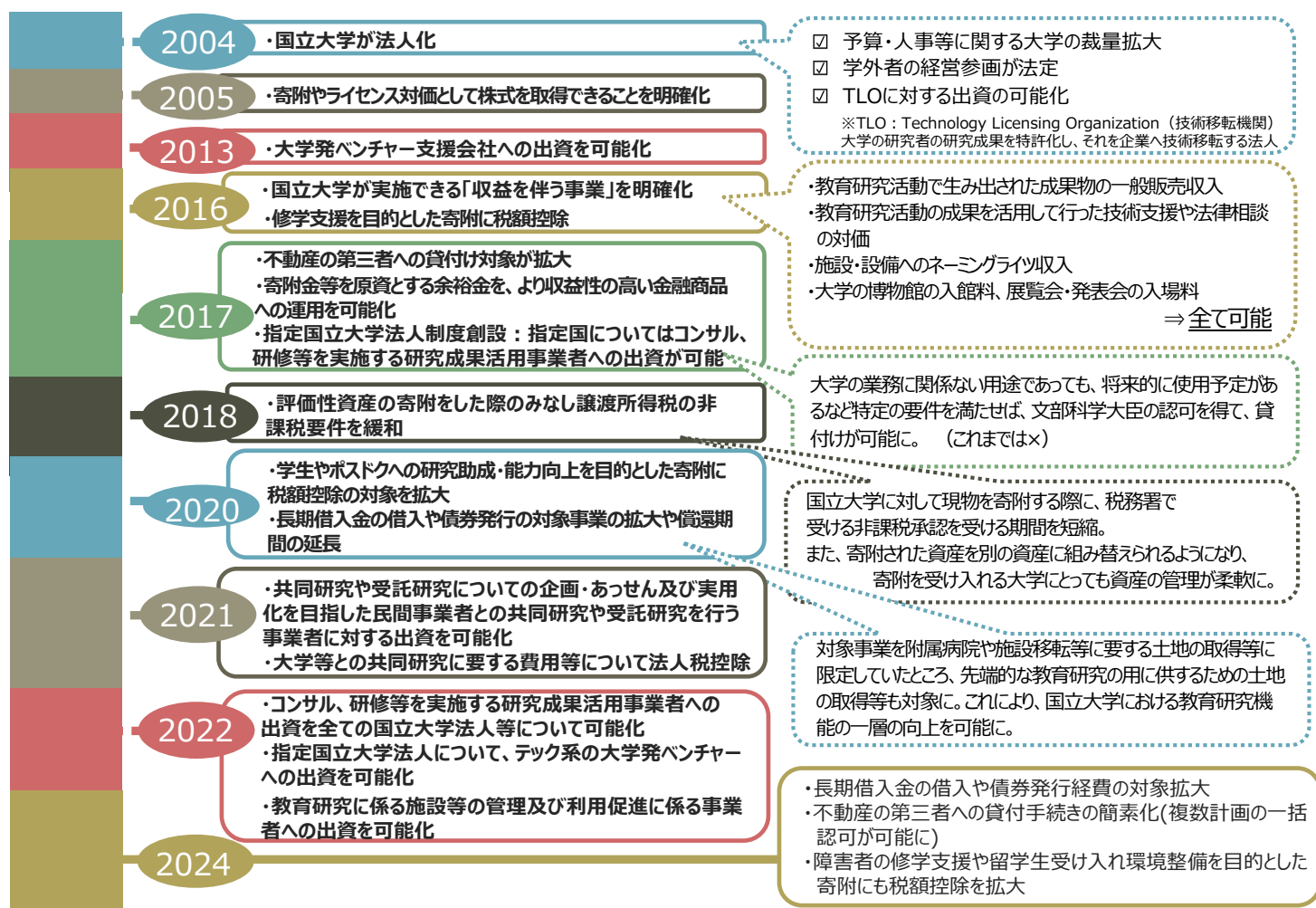


26

2-3. 財源の多様化

27

国立大学法人における自律的な経営環境の確保・財源の多様化①



28

国立大学法人における自律的な経営環境の確保・財源の多様化②

国立大学は、大学の活動から離れて、収益を上げることが目的とした事業はできないが、大学の教育研究成果を活用することで収益を得ることは可能（平成28年にその旨の解釈を通知）。

※国立大学法人は法人税法上の非課税法人であり、それとの関係からも収益を目的とすることは困難。

また、法人法を改正し、平成29年4月以降それまで国立大学では規制されていた、

- ・大学に関係のない用途で利用するための不動産の第三者への貸付け
- ・一定の収益性の高い金融商品の運用

による自己収入の確保が可能。

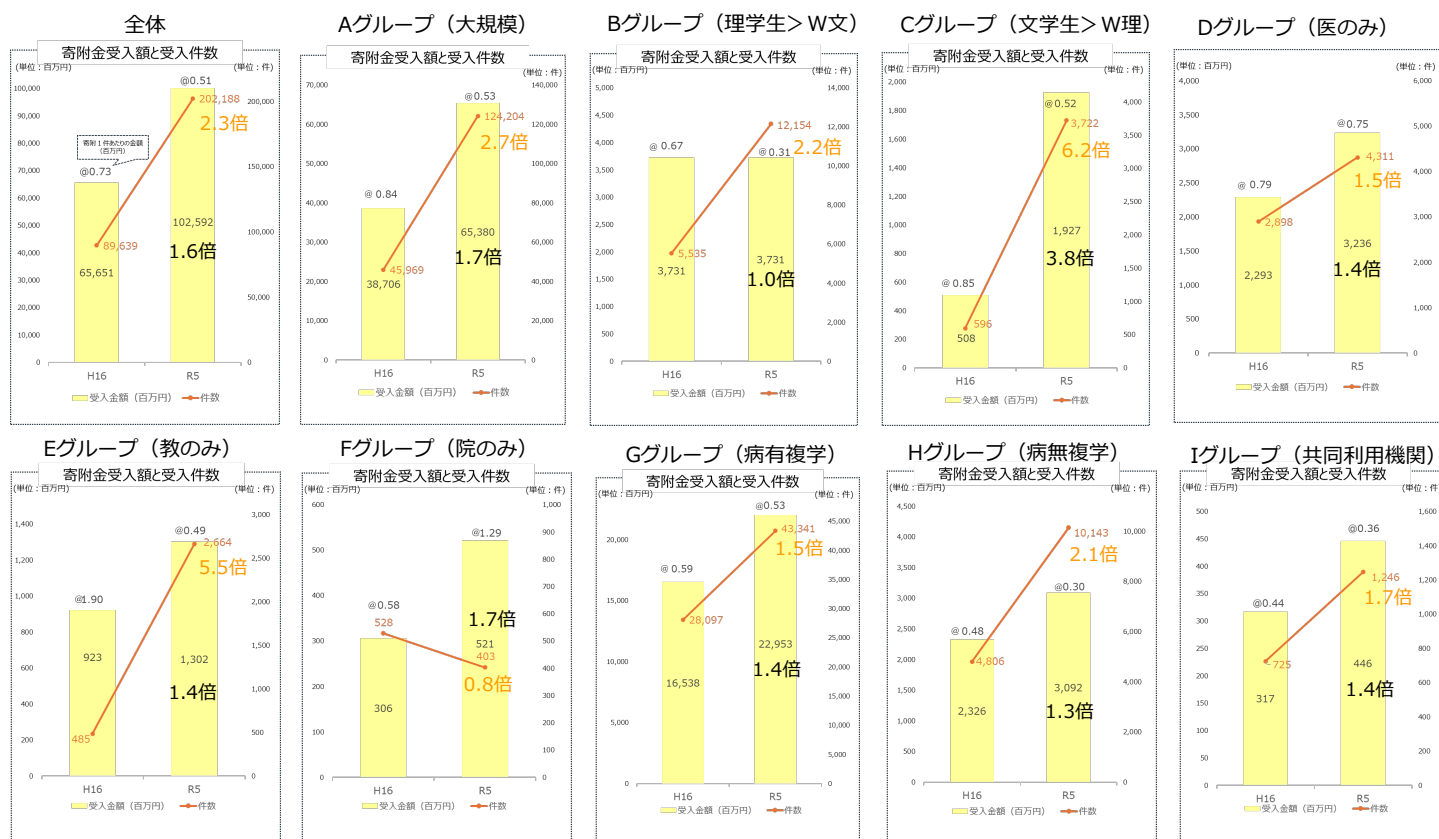
※大学の用途に関係のある貸付けは従前より可能 ※国債、地方債等の安全資産の運用は従前より可能



29

寄附の状況

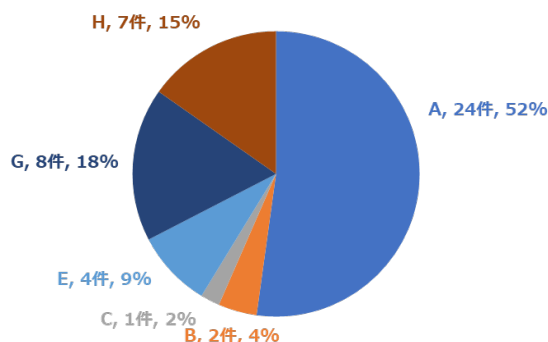
- 寄附については、大学全体で受入件数は約2.3倍、受入額は約1.6倍に増加。
- Cグループ（文学生＞W理）は寄附金額が大幅に増加、Cグループ（文学生＞W理）、Eグループ（教のみ）は寄附件数が大幅に増加。
- 他の全ての類型で、寄附の受入件数が伸びている中、Fグループ（院のみ）の受入件数は減少。受入額は、Bグループのみ横ばい。一方、Bグループは受託研究や共同研究契約が著しく伸びており、寄附から契約形態への移行も推測される。



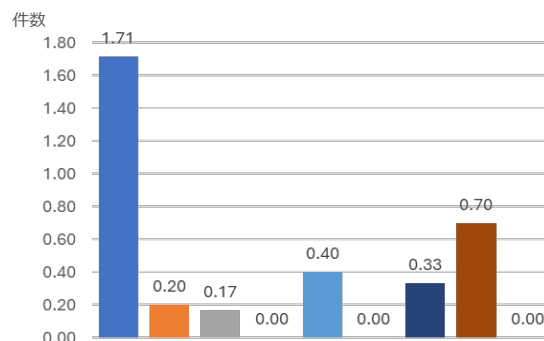
30

- 土地の貸付については、令和6年度までに、46件（28法人）が認可されている。
- 主な貸付用途としては、駐車場、共同住宅・マンション、社会福祉施設等。
- 貸付期間は、用途により数年から75年まで様々であり、所有する土地の状況に応じた活用が行われている。貸付額も、面積や所在地により様々であるが、年額で数十億の収入が生じる物件（東京都23区内）もある。
- グループ毎の認可件数は、Aグループ（大規模）が24件で全体の52%を占め最多。
- 全国の貸付地のうち、東京都内に所在する土地の割合は34.6%を占める。東京都を除く3大都市圏（※）については30.8%、その他の都道府県については34.6%。（※）埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
- グループ毎の1法人当たりの平均認可件数は、Aグループ（大規模）が1.71件と最多で、次いでHグループ（病無複学）が0.7件。

グループ毎の認可件数
(グループ、件数、割合)



グループ毎の1法人当たりの平均認可件数
(グループ毎の全認可件数/グループ毎の全法人数)



■ Aグループ（大規模） ■ Bグループ（理学生＞W文） ■ Cグループ（文学生＞W理） ■ Dグループ（医のみ） ■ Eグループ（教のみ）
■ Fグループ（院のみ） ■ Gグループ（病有複学） ■ Hグループ（病無複学） ■ Iグループ（共同利用機関）

31

資金運用制度の概要

① 全ての国立大学法人において実施可能な資金運用の内容

－国立大学法人法第35条の2において独立行政法人通則法第47条を準用－

- 国債
- 地方債
- 政府保証債
- 文部科学大臣の指定する有価証券（A以上の格付けを取得している担保付普通社債等）
- 預金（銀行、信用金庫等）
- 金銭信託

② ①のほか、文部科学大臣の認定を受けた場合には、以下の方法・金融商品による資金運用の実施が可能（なお、指定国立大学法人については、当該認定を要せず運用の実施が可能）

－国立大学法人法第33条の5に規定－

【自家運用】

- 有価証券
 - 無担保社債券
 - コマーシャルペーパー
 - 資産流動化法に規定する特定社債券（生命保険相互会社が発行する基金債等）
 - （外国）投資信託の受益証券
 - 外貨建ての有価証券
 - 投資証券／新投資口予約権証券／投資法人債券／外国投資証券
- 貯金、預金（外貨預金等）

【委託運用】

金融商品全般の委託運用が可能

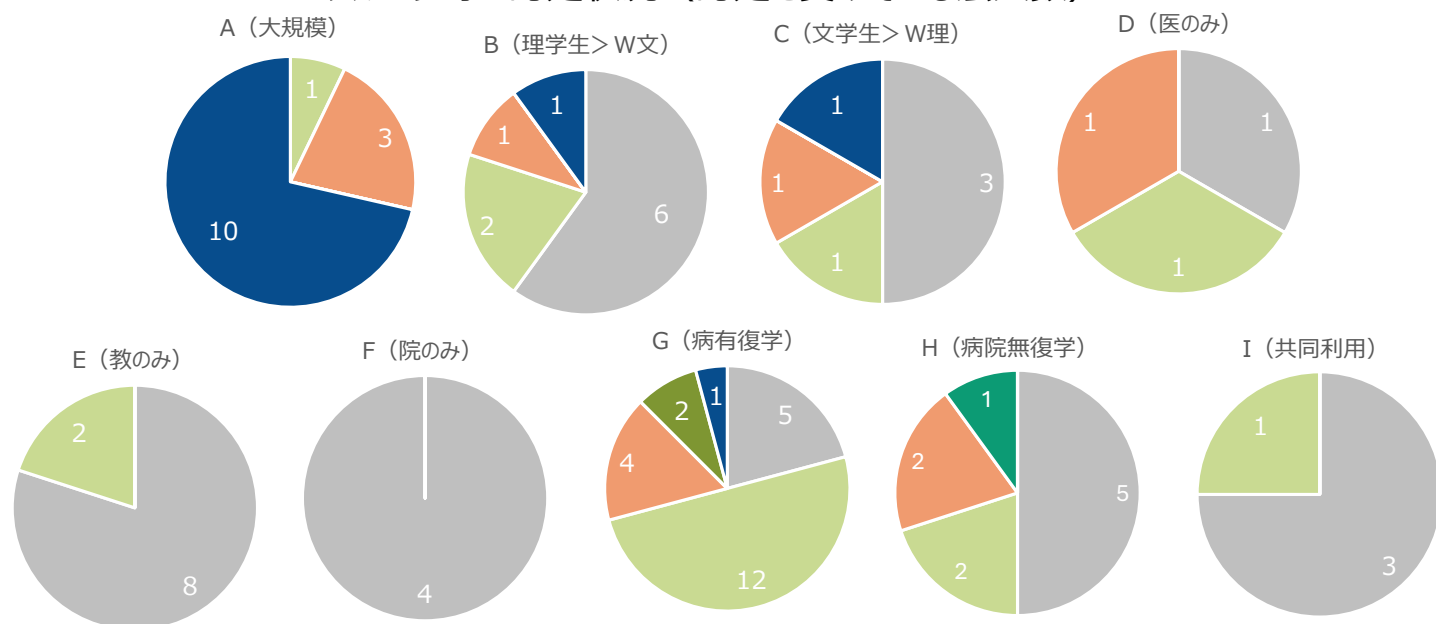
※ 上述の方法により資金運用が認められている業務上の余裕金は以下の通り：

① 寄附金 ② 動産・不動産収入 ③ 研究成果の普及展開業務の対価 ④ 出資の配当金 ⑤ 運用利子・配当

32

- グループ別で見ると、Aグループ（大規模）は全法人がいずれかの基準の運用が可能となっている。
- B（理学生＞W文）、E（教のみ）、F（院のみ）、Iグループ（共同利用機関）では半数を超える法人が認定未取得となっている。
- 指定国立大学については、特例により認定を受けることなく全基準による運用が可能となっているため「全基準」に区分されている。

グループ毎の認定状況（認定を受けている法人数）



基準の数値が上がるほどリスクがある運用を行えることに加え、必要なガバナンスを求めている。

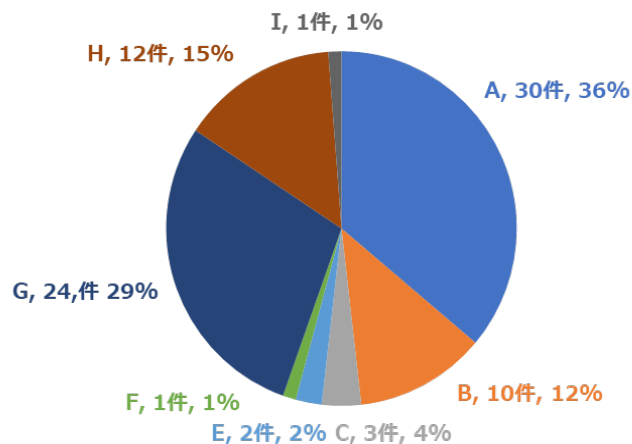
■ 未取得 ■ 基準 1 ■ 基準 2 ■ 基準 3 ■ 基準 4 の 1 ■ 基準 4 の 2 ■ 全基準

(令和7年3月時点) **33**

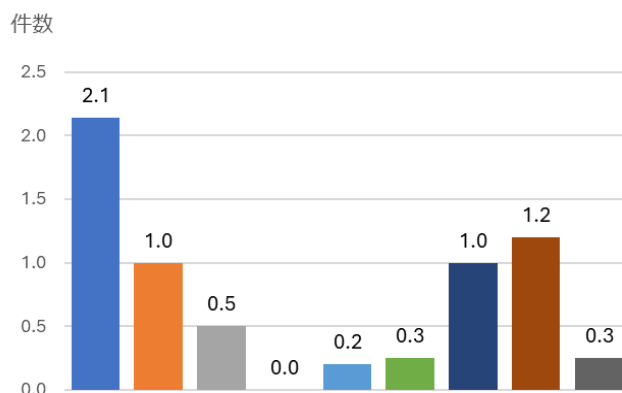
長期借入の認可状況①

- 長期借入については、令和7年4月までに83件が文部科学大臣の認可を受けている。
- グループ毎の認可件数は、Aグループ（大規模）が30件で全体の36%を占め最多。
- グループ毎の1法人当たりの平均認可件数は、Aグループ（大規模）が2.1件と最多で、次いでHグループ（病無復学）が1.2件。

グループ毎の認可件数
(グループ、件数、全体に占める割合)



グループ毎の1法人当たりの平均認可件数
(グループ毎の全認可件数/グループ毎の全法人数)



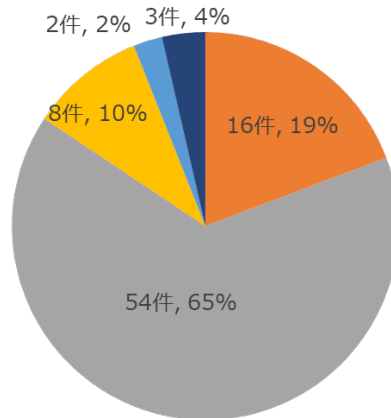
■ Aグループ（大規模） ■ Bグループ（理学生＞W文） ■ Cグループ（文学生＞W理） ■ Dグループ（医のみ） ■ Eグループ（教のみ）
■ Fグループ（院のみ） ■ Gグループ（病有復学） ■ Hグループ（病無復学） ■ Iグループ（共同利用機関）

(令和7年4月時点)

長期借入の認可状況②

- 主な用途としては、学生の寄宿舍、職員の宿舍等に要する土地の取得等が54件（65%）と最多。
- 借入額（1件当たりの平均）については、施設の移転：約55億円、寄宿舍等：約7.5億円、産学連携施設：約6.9億円、附属動物病院：約2.8億円となっている。

長期借入の目的別の認可件数（件数、全体に占める割合）



- 施設の移転のために行う土地の取得等
- 学生の寄宿舎、職員の宿舎その他これらに類する宿泊施設の用に供するために行う土地の取得等
- 国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動に係る施設の用に供するために行う土地の取得等
- 附属飼育動物診療施設の用に供するために行う土地の取得等
- その他

※ 附属病院の用に供するために行う土地の取得等・先端的な教育研究の要に供するために行う土地の取得等（令和2年に対象に追加）については、認可実績なし。

(令和7年4月時点)

35

債券発行の状況

- 7法人により総額1619億円の大学債が発行されている。うち、5法人が償還期間を最長の40年に設定。
- 使途は、研究プロジェクトの実施、キャンパス整備、教育研究拠点の整備、産学連携施設の整備等。
- 投資表明者は、保険会社、資産運用会社、自治体の共済組合、自治体、財団法人、一般企業、地元企業、学校法人等が挙げられる（各法人HPより）。

	第1回 東京大学債	第2回 東京大学債	第1回 大阪大学債	第1回 筑波大学債	第1回 東京工業大学債	第1回 東北大学債	第1回 東海国立大学機構債	第1回 北海道大学債	第3回 東京大学債	第4回 東京大学債	第5回 東京大学債	第6回 東京大学債
認可日	令和2年8月31日	令和3年12月2日	令和4年4月21日	令和4年6月30日	令和4年9月29日	令和4年12月26日	令和5年5月19日	令和6年9月6日	令和6年11月29日	令和7年6月3日	令和7年6月3日	令和7年6月3日
発行日	令和2年10月16日	令和3年12月22日	令和4年4月28日	令和4年10月19日	令和4年12月16日	令和5年2月3日	令和5年6月2日	令和6年11月29日	令和6年12月23日	令和7年6月20日	令和7年6月20日	令和7年6月20日
年限	40年	40年	40年	40年	40年	40年	20年	20年	40年	20年	30年	40年
金額	200億円	100億円	300億円	200億円	300億円	100億円	100億円	33.7億円	110億円	10億円	75億円	90億円
格付け (発行者)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)	AA+ (R&I) AAA (JCR)
発行利率	0.823%	0.853%	1.169%	1.619%	1.800%	1.879%	1.187%	1.942%	2.877%	2.437%	3.128%	3.516%
発行手数料	1.4億円 (0.7%)	0.7億円 (0.7%)	2.0億円 (0.7%)	1.4億円 (0.7%)	2.0億円 (0.7%)	0.7億円 (0.7%)	0.5億円 (0.5%)	0.26億円 (0.5%)	0.75億円 (0.6%)	0.07億円 (0.7%)	0.44億円 (0.6%)	0.62億円 (0.7%)
事業	東京大学FSI事業	東京大学FSI事業	大阪大学生が「い」を育む社会創造事業	筑波大学社会的価値創造事業	キャンパス・イノベーションエコシステム構想2031の実現	グリーン未来を創造するイノベーション・プラットフォーム整備事業	知とイノベーションのコンメンズ創成事業	北海道大学Excellence and Extension事業	UTokyo Compass推進事業	UTokyo Compass推進事業	UTokyo Compass推進事業	UTokyo Compass推進事業
使途	ハバークミオカチ ※事業の一部に償還資金を充当予定	インバーンギョホス	イノベーションコンモビ	ITF Forum	すずかけ会キャンパス再開発事業	サエンスパーク整備関連事業	世界トップ研究者の集う知の拠点整備	多様な「志」が結実する創発型の整備	卓越した学知の構築（ハイパー・オオカザ計画の推進）	卓越した学知の構築（ハイパー・オオカザ計画の推進）	卓越した学知の構築（ハイパー・オオカザ計画の推進）	卓越した学知の構築（ハイパー・オオカザ計画の推進）
アタカム天文台	50億円	グランドマス・ストーンシ	Well-being施設	未来社会デザインセンター	教育研究インフラの整備	フレンジアップラボ施設整備関連事業	インクルーシブな人材育成拠点整備	サステナビリティ・グリーン・社会を目指す教育・研究環境の整備	GX-Dの推進（次世代型空間・情報・インフラ構築）	GX-Dの推進（次世代型空間・情報・インフラ構築）	GX-Dの推進（次世代型空間・情報・インフラ構築）	GX-Dの推進（次世代型空間・情報・インフラ構築）
フィジカル工学インフラ	150億円	海洋生物研究教育拠点整備ほか	量子科学研究拠点	SPORT TOMORROW	最先端大型研究、学部系連携関連の設備の整備	川内コンプレックス（仮称）	創薬・シーズ開発・育成拠点の整備	地域と世界の接点となる拠点の整備	ダイバーシティ&インクルージョンの推進（D&Mの整備）	ダイバーシティ&インクルージョンの推進（D&Mの整備）	ダイバーシティ&インクルージョンの推進（D&Mの整備）	ダイバーシティ&インクルージョンの推進（D&Mの整備）
老朽施設整備ほか	70億円		スポーツ施設ほか	150億円				上記に係る設計費・什物の調達費、専門職員の人件費等	教育研究に専念できる環境の整備（教育研究基盤の強化）	教育研究に専念できる環境の整備（教育研究基盤の強化）	教育研究に専念できる環境の整備（教育研究基盤の強化）	教育研究に専念できる環境の整備（教育研究基盤の強化）
償還財源	全額308億円 ・研究支援費1308億円 ・寄附金運用金120億円 ・財産支出料17億円 ・新たな土地活用68億円	全額302億円 ・研究支援費1468億円 ・寄附金の運用金120億円 ・財産支出料16億円 ・新たな土地活用60億円 ※償還財源は第1回と第3回の償還財源を合計したもの	全額353億円 ・研究支援費1500億円 ・財産支出料146億円 ・寄附金の運用金120億円 ・財産支出料13億円 ・新たな土地活用10億円	全額403億円 ・研究支援費1500億円 ・財産支出料146億円 ・寄附金の運用金130億円 ・財産支出料11億円 ・新たな土地活用10億円	全額2,200億円 ・国・県・市・道・特別区・関係機関等共同出資1,080億円 ・財産支出料150億円 ・新入校舎敷地代金48億円 ・新入校舎敷地面積170億円 ・学生運動場に関する経費約20億円 ・法人引当特定資産運用金18億円	全額1,200億円 ・研究支援費147億円 ・人権基金収入48億円 ・新たな土地活用170億円 ・学生運動場に関する経費約20億円 ・法人引当特定資産運用金18億円	全額108億円 ・研究支援費270億円 ・財産支出料130億円 ・学生運動場収入40億円 ・新校舎からの学生運動場収入15億円 ・法人引当特定資産運用金18億円	全額106.1億円 ・研究支援費144億円 ・研究支出料18億円 ・学生運動場収入130億円 ・新校舎からの学生運動場収入15億円 ・法人引当特定資産運用金18億円	全額320億円 ・研究支援費157億円 ・研究支出料127億円 ・財産支出料342億円 ・土地活用53億円	全額320億円 ・研究支援費157億円 ・研究支出料127億円 ・財産支出料342億円 ・土地活用53億円	全額320億円 ・研究支援費157億円 ・研究支出料127億円 ・財産支出料342億円 ・土地活用53億円	

36

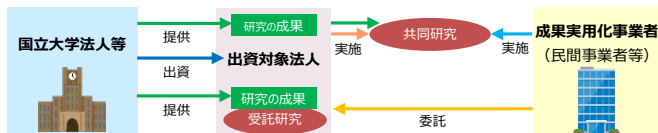
国立大学法人等による出資の範囲

近年、国立大学法人等が、保有する**研究成果や教育研究施設等の資源を社会に還元**するとともに、自ら投資を呼び込み、成長し続ける経営モデルを実現するための**規制緩和として、出資の範囲を拡大**している。（＜＞囲いは対象事業者への出資が可能となった年）

1. 成果活用促進事業者【対象：全ての国立大学法人等】＜令和3年・政令改正＞

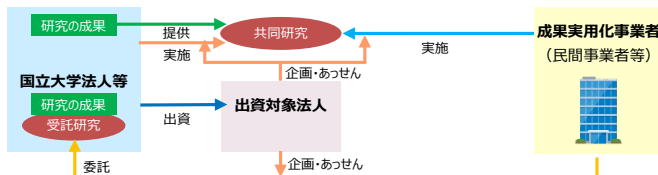
- **民間事業者との共同・委託研究**の形で、大学の技術に関する研究成果を実用化するために**必要な研究**を行う事業者

（例：大学が創出したシーズを元に企業等と共同研究を行う**研究所**）



- 大学が**民間事業者との共同・委託研究**の形で、大学の技術に関する研究成果を実用化するために必要な研究等を**企画・あつせん**する事業者

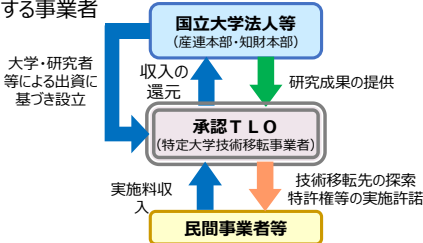
（例：大学の有するシーズと企業のニーズをマッチングする**OI機構**）



2. 特定大学技術移転事業者（承認TLO）【対象：全ての国立大学法人等】

＜平成16年・国立大学法人発足時＞（TLO法の公布は平成10年）

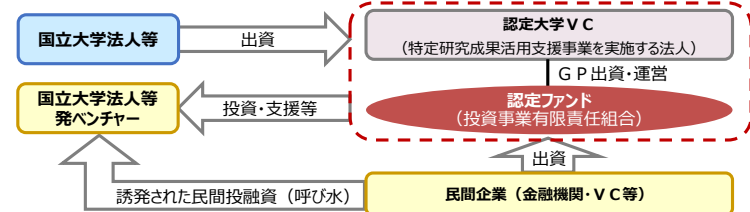
- 大学における技術に関する研究成果を**特許権の実施許諾等**により民間事業者に移転する事業者



3. 特定研究成果活用支援事業者【対象：全ての国立大学法人等】

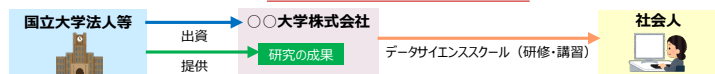
＜令和4年・VC等認定指針・出資認可基準改正＞（産業競争力強化法の公布は平成25年）

- 大学発ベンチャーに投資・支援等を行う**認定VC・ファンド**



4. 研究成果活用事業者【対象：全ての国立大学法人等】＜令和4年・法律改正により拡大＞

- 大学の研究成果を活用した**コンサルティング、研修・講習等**を実施する事業者



5. 指定国立大学研究成果活用事業者【対象：指定国立大学法人】

＜令和4年・法律改正により新設＞

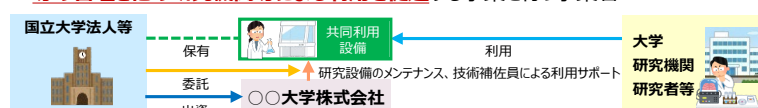
- 大学の技術に関する研究成果の提供を受けて、**商品やサービスを開発・提供する大学発ベンチャー**



6. 教育研究施設管理等事業者【対象：全ての国立大学法人等】

＜令和4年・法律改正により新設＞

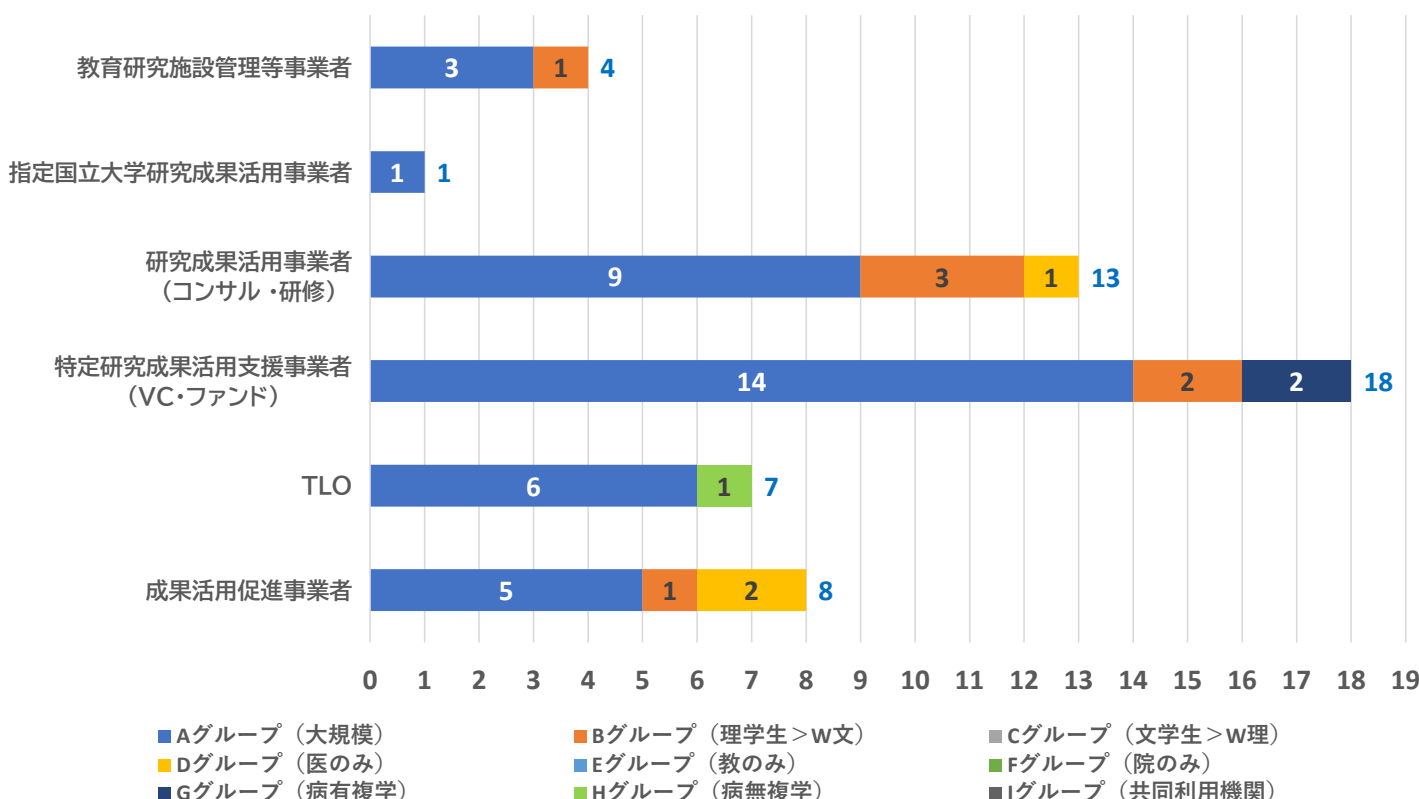
- 大学が保有する教育研究施設等の資源を社会に還元するため、**教育研究施設等の管理と他の研究機関等による利用を促進**する事業を行う事業者



37

国立大学の出資先件数（内訳）

- 様々な事業者への出資が可能となった結果、出資先件数は累計51件。
- 特定研究成果活用支援事業者（VC・ファンド）への出資認可が18件と最多。
- 全体のうち約7割（38件）をAグループ（大規模）が占めている。



（2025年6月時点）

38

- 国立大学法人等については、資力は弱いが有望な大学発ベンチャーに対する育成支援を行うことができるよう、科学技術・イノベーションの活性化に関する法律に基づき、特に必要と認める場合には当該支援を無償等とし得ること、また、その際において株式や新株予約権を取得・保有することができる。これにより、大学発ベンチャーは、当面の事業活動に必要な現金を確保しつつ、大学からの必要なサービスを受けることで事業の発展に取り組みやすくなり、研究成果の社会実装の進展が期待されている。
- 国立大学法人における新株予約権の取得・保有状況については、取得・保有している法人数が増加傾向にあるとともに、各法人における保有件数も増加傾向にある。

(参考) 新株予約権の保有件数

	R元	R2	R3	R4	R5
東京大学	18	29	37	44	48
大阪大学	6	7	11	12	17
東海国立大学機構	10	11	13	12	15
京都大学	3	3	5	5	5
九州大学	3	7	7	4	5
筑波大学	2	2	2	3	3
東北大学	1	1	1	2	2
東京医科歯科大学	0	0	1	2	2
東京工業大学	1	1	1	2	1

出典：各年度の財務諸表の有価証券の明細より文部科学省が作成。

2-4. 授業料等

国立大学の授業料の仕組み

- 学生の経済状況に左右されない進学機会を提供しつつ、各大学が独自の工夫により学生の教育の充実を図ることができるようにする観点から、法人化時、授業料の標準額を定めた上で、その110%（※）を上限に各大学が授業料を定めることを可能とした。
- 令和7年6月現在、「標準額」を上回る授業料を設定している大学は7大学。 ※H19年度に上限を120%に引上げ

国立大学の授業料等「標準額」

文部科学省令（**国立大学等の授業料その他の費用に関する省令**（平成16年3月31日文部科学省令第16号）において「**標準額**」を規定（省令第2条）。留学生及び海外分校における授業料等については、標準額に関わらず、外国人留学生の受入環境の整備や現地の他の大学の授業料などの事情を考慮して設定可能（R6年度から）。

【令和7年度標準額】

・授業料：学部・大学院
：法科大学院

年額 535,800 円
年額 804,000 円

・入学料：学部・大学院
・検定料：学部
：大学院

282,000 円
17,000 円
30,000 円

「標準額」から上回る授業料等を設定している大学

省令第10条に基づき、各大学は「標準額」の120%を上限に、その範囲内で学則等においてそれぞれ授業料を設定。なお、下限は設定していない。

【令和7年度以降の各大学の授業料等の設定状況】

（1）授業料：

・特定の研究科等において標準額を上回る額を設定する大学 2大学

○東北大学 大学院 経済学研究科 会計専門職専攻（専門職学位課程） 589,300 円
○一橋大学 大学院 経営管理研究科 642,960 円

・標準額を上回る額を設定する大学 7大学 ※対象の入学者は学士課程（政策研究大学院大学を除く）

○東京科学大学 ◆理工学系（(旧)東京工業大学）（令和元年4月以降入学者～） 635,400 円（平成30年9月公表）
◆医歯学系（(旧)東京医科歯科大学）（令和2年4月以降入学者～） 642,960 円（令和元年11月公表）
○東京芸術大学（令和元年4月以降入学者～） 642,960 円（平成30年10月公表）
○千葉大学（令和2年4月以降入学者～） 642,960 円（令和元年6月公表）
○一橋大学（令和2年4月以降入学者～） 642,960 円（令和元年9月公表）
○政策研究大学院大学（令和4年4月以降入学者（大学院の過程）～） 642,960 円（令和3年6月公表）
○東京農工大学（令和6年4月以降入学者～） 642,960 円（令和5年10月公表）
○東京大学（令和7年4月以降入学者～） 642,960 円（令和6年9月公表）

（2）入学料：標準額を上回る額を設定する大学 1大学

○東京芸術大学 学士課程・大学院の課程

338,400 円

運営費交付金と「標準額」の関係

国立大学法人運営費交付金の算定には「標準額」を使用することとし、授業料等の改定（値上げ）は運営費交付金に影響しない仕組み。

41

国私立大学の授業料等の推移

- 国立大学の授業料標準額の改訂は平成17年度が直近。

年度	国立大学		私立大学	
	授業料	入学料	授業料	入学料
	円	円	円	円
昭和				
50	36,000	50,000	182,677	95,584
51	96,000	↓	221,844	121,888
52	↓	60,000	248,066	135,205
53	144,000	↓	286,568	157,019
54	↓	80,000	325,198	175,999
55	180,000	↓	355,156	190,113
56	↓	100,000	380,253	201,611
57	216,000	↓	406,261	212,650
58	↓	120,000	433,200	219,428
59	252,000	↓	451,722	225,820
60	↓	↓	475,325	235,769
61	↓	150,000	497,826	241,275
62	300,000	↓	517,395	245,263
63	↓	180,000	539,591	251,124
平成				
元	339,600	185,400	570,584	256,600
2	↓	206,000	615,486	266,603
3	375,600	↓	641,608	271,151
4	↓	230,000	668,460	271,948
5	411,600	↓	688,046	275,824
6	↓	260,000	708,847	280,892
7	447,600	↓	728,365	282,574
8	↓	270,000	744,733	287,581
9	469,200	↓	757,158	288,471
10	↓	275,000	770,024	290,799
11	478,800	↓	783,298	290,815
12	↓	277,000	789,659	290,691
13	496,800	↓	799,973	286,528
14	↓	282,000	804,367	284,828
15	520,800	↓	807,413	283,306

年度	国立大学		私立大学	
	授業料	入学料	授業料	入学料
	円	円	円	円
16	520,800	282,000	817,952	279,794
17	535,800	↓	830,583	280,033
18	↓	↓	836,297	277,262
19	↓	↓	834,751	273,564
20	↓	↓	848,178	273,602
21	↓	↓	851,621	272,169
22	↓	↓	858,265	268,924
23	↓	↓	857,763	269,481
24	↓	↓	859,367	267,608
25	↓	↓	860,266	264,417
26	↓	↓	864,384	261,089
27	↓	↓	868,447	256,069
28	↓	↓	877,735	253,461
29	↓	↓	900,093	252,030
30	↓	↓	904,146	249,985
令和				
元	↓	↓	911,716	248,813
2	↓	↓	927,705	247,052
3	↓	↓	930,943	245,951
4	↓	↓	-	-
5	↓	↓	959,205	240,806

（注）①年度は入学年度である。

②国立大学の平成16年度以降の額は国が示す標準額である。

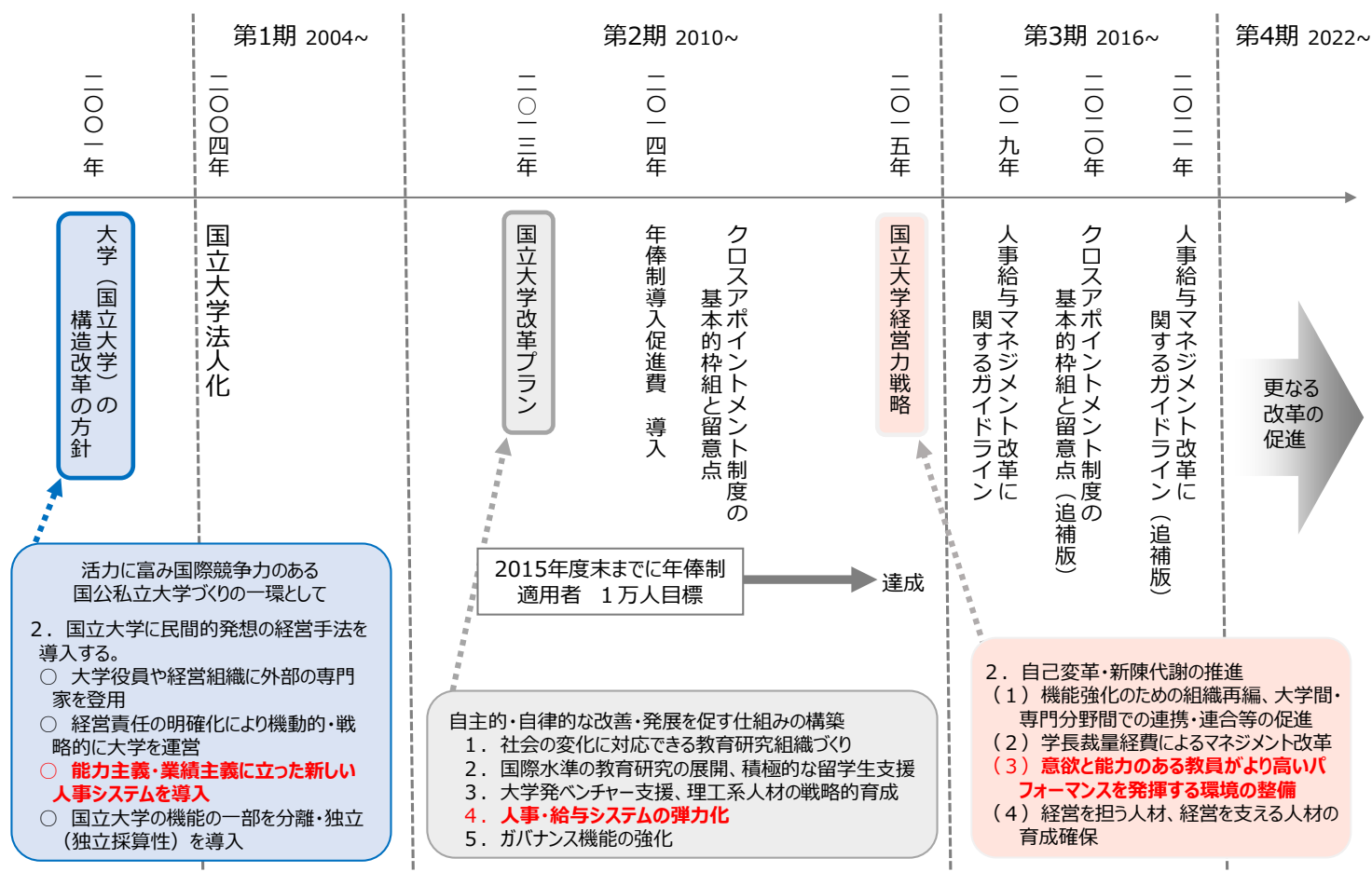
③私立大学の額は平均である。

42

3. 人事給与マネジメント改革

43

国立大学法人等人事給与マネジメント改革の流れ



44

国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（概要）

- 各国立大学が取り組む人事給与マネジメント改革をさらに進める上での基本的な考え方や検討すべきポイント、参考事例を掲載したガイドラインを平成31年2月25日にガイドラインを策定した。
- さらに、令和3年12月21日には、教員の意欲を向上させるとともに多様で優秀な人材を確保することにもつながる様々な取組の具体的な取組事例を掲載したガイドライン（追補版）を策定した。

人事給与マネジメント改革ガイドライン

全学的な人事マネジメントシステムの構築

- ◆ 中長期的に目指すべき理想の年代構成や職位構成に関する目標の設定
- ◆ 持続可能な「中長期的な人事計画」の策定及び運用
- ◆ 組織全体で若手研究者のポストの確保と、若手の育成・活躍促進を後押し、持続可能な研究体制を構築
- ◆ 人材の多様性の確保

雇用財源に外部資金を活用

- ◆ 競争的研究費、共同研究費、寄附金といった多様な外部資金を人件費に充当し、捻出された学内財源を若手ポスト増設や研究支援体制の整備などに充てる取組

テニュアトラック制の活用

- ◆ 将来への安定的なキャリアパスの可能性を明示することで高い研究成果を期待

業績評価、処遇への反映

- ◆ 教員の意欲や能力を引き出すことを目的とした業績評価と、その評価結果を適切に処遇へ反映した制度設計

年俸制の見直し

- ◆ 硬直的な給与度からの抜本的転換を図り、厳格な業績評価に基づく柔軟な給与制の実現

クロスアポイントメント制度の活用

- ◆ 優秀な人材が組織の壁を越えて活躍することが可能となり、技術の橋渡し機能が強化

教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築へ

若手教員が安定的に研究に専念できる雇用と教育研究環境の確保 年齢・職位のバランスを考慮した雇用計画とキャリアパスの構築等

外国人の雇用促進と国際化の推進 優秀な外国人人材の獲得、海外で学位を取得した日本人の雇用、サバティカルの制度化等

女性教員の雇用促進 女性教員数の目標設定、ライフイベントに応じた制度設計や学内託児所等の支援体制の充実等

流動性の向上 優秀で多様かつ最適な人材の育成・確保につながる頭脳の好循環を実現する流動性の在り方の検証等

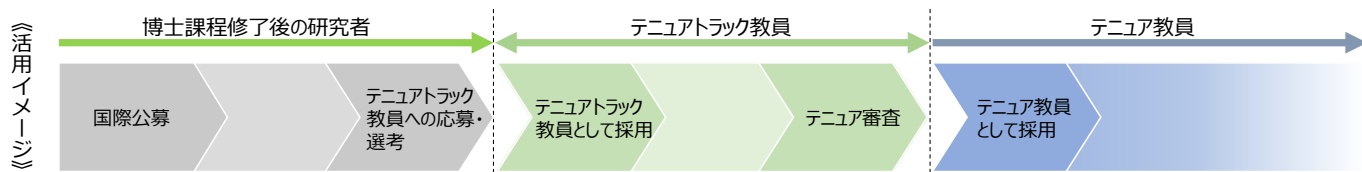
教員のインセンティブの向上 外部資金の獲得を処遇に反映するとともに若手ポスト確保や全学の研究支援体制強化

45

テニュアトラック制の活用

テニュアトラック制とは

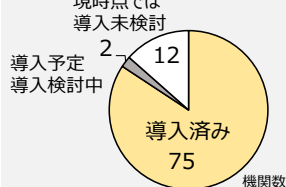
テニュアトラック制とは、優秀な教員・研究者が、一定の期間任期付きという競争的環境を経て、公正で透明性の高い審査を合格することで、任期のない安定的な職（テニュア）を得ることができるようにする制度である。特に若手の教員や研究者にとっては、任期付きの雇用形態でありつつ将来への安定的なキャリアパスが可能性として明示されるほか、あわせて多くの場合に充実した研究環境が提供されることで、意欲をもって経験を積み研究に集中することができ、結果として高い研究成果が期待できるものである。（国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（平成31年2月25日）より）



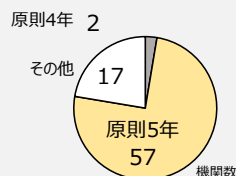
テニュアトラック制実施状況調査

導入率は84% (75/89)
期間は原則5年が多い (57/75)

導入状況



テニュアトラック期間



助教への活用が多い（採用 316/544、付与 181/349）
テニュアトラック教員数とテニュアポスト数は同数が多い（69/75）

令和5年度 新規採用テニュアトラック教員数

教授	准教授	講師	助教	合計
3	115	110	316	544

令和5年度 テニュア付与教員数

教授	准教授	講師	助教	合計
6	127	35	181	349

テニュアトラック教員数とテニュアポスト数の関係



研究活動支援策の実施、導入効果の発現

テニュアトラック教員への研究活動支援策

研究支援経費の措置	65
メンター教員や研究支援員の配置	60
研究スペースの確保	58
実験設備等の優先使用	13
教育・管理運営業務の負担軽減	30
その他	23

テニュアトラック制の導入効果

研究の活性化	52
大学組織の強化	30
優秀な人材の確保	63
教員の流動性の向上	12
教員の競争性の確保	15
教員のモチベーションの向上	28
その他	10
公正で透明な評価に基づくキャリアパス整備、テニュア審査による将来性に期待した挑戦的な人事など	

出典：文部科学省国立大学法人支援課調べ（86国立大学・4大学共同利用機関法人を対象、令和6年4月1日現在）

46

背景

- ◆ 教員ポストの高齢化、若手教員の減少
→ 総じて**若手教員のキャリアパスにつながる流動性の向上が課題**
- ◆ 一律な給与体系のため、**業績の反映度が低い**

従前の月給制に加え
「年俸制」を推進
(国立大学改革プラン)

⇒「国立大学改革プラン（平成25年11月 文部科学省）」において、人事・給与システムの弾力化を目指し「**1万人規模で年俸制・混合給与を導入**」を提言

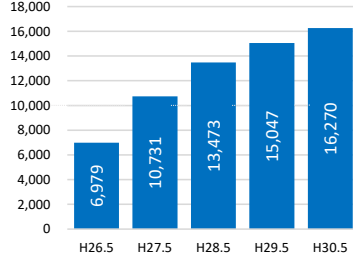
⇒平成26年度予算から、**適切な業績評価に基づいた給与体系の構築**を目指すとともに、退職手当の配分方法を見直し、運営費交付金において「**年俸制導入促進費**」を措置。退職手当の分割・前倒しを実現

年俸制適用者数が
約6.7万人中
目標の1万人を達成

⇒年俸制適用者は平成30年5月1日現在で16,270人

⇒目標を達成し一定の役割を果たした一方、分割・前払いにより全教員を年俸制に移行するためには、追加的財政支出が発生

<年俸制適用教員数（90法人）>



より実効性ある制度を目指して
年俸制を見直し・完全導入

⇒「統合イノベーション戦略（平成30年6月18日 閣議決定）」において、「**厳格な業績評価に基づく給与水準の決定の仕組みによる年俸制の（段階的）完全導入**」を明記

⇒現行の年俸制の仕組み（年俸制導入促進費の措置を含む）を見直すことで、**業績評価とその処遇への適正な反映を徹底**

⇒**人事給与マネジメント改革**の推進（ガイドラインの作成、運営費交付金への反映等）

47

年俸制の見直し ～新たな年俸制の仕組み～

新年俸制の定義

- ① 年額の給与（年俸）が設定された上で、それが一年の中で分割されて支払われていること
- ② 基本給や職務給に加え、「+」「-」の成績率のある業績給が設定されていること
- ③ 退職手当を伴うものであっても、在職期間の長期化により必ずしも処遇が有利になることとはならないもの（退職手当の分割・前払いを伴わないものも含む）

※国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（平成31年2月25日）

運用のイメージ

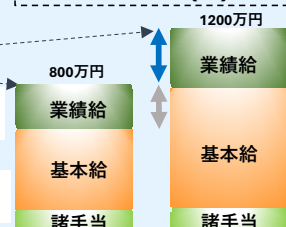
- ① 合理的かつ安定的な運用のため、**退職手当額を分割・前払いはせず、退職時支払い。**
- ② **業績評価の結果が、給与等に反映**される合理的かつ実効性ある給与体系を構築。
- ③ 新規採用教員は原則導入、シニア教員についても導入を促進し、**段階的にすべての承継教員への適用**を目指す。（既存の教員については、同意を得ることを前提）
- ④ 月給制から年俸制への入れ替えには、一定期間かかることを想定。
- ⑤ 厳格な業績評価や多様な任期制などの併用により効果的な運用を実現。

月給制(従来型)



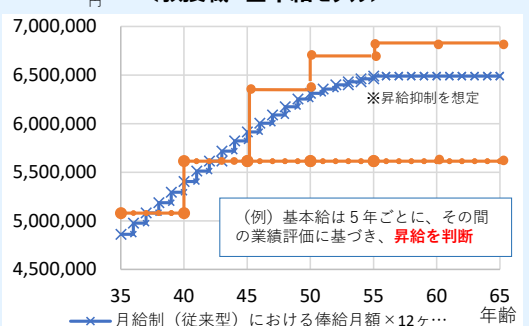
- ・基本給の昇給は年功序列型
- ・評価結果による賞与の変動は限定的
- ・若手教員比率の低下が課題

年俸制モデル(例)



- ・複数年の評価に基づき基本給も変動
- ・厳格な評価を業績給にメリハリを付けて反映
- ・若手教員の雇用確保・比率の向上に寄与

<教授職 基本給モデル>



48

年俸制の見直し ～国立大学法人等における年俸制の導入状況～

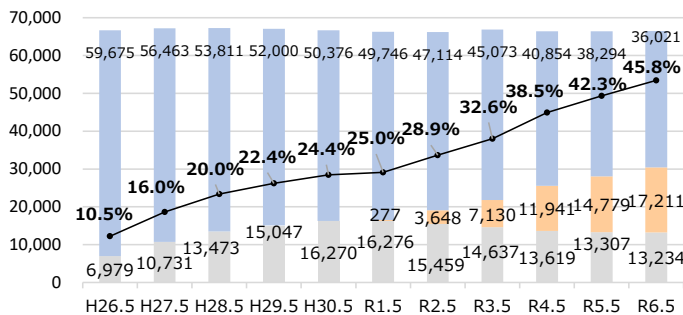
従来の年俸制に加え、令和元年度以降は、新年俸制の導入が順次拡大している。

(参考) 国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン(平成31年2月25日)(抄)

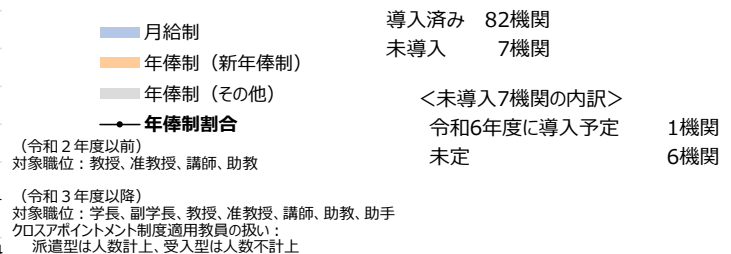
今般の年俸制の見直しに当たり、「年俸制」とは下記3要件を満たす給与制度と定義している。

- ① 年額の給与(年俸)が設定された上で、それが1年の中で分割されて支払われていること
- ② 基本給与や職務給に加え、「+」「-」の成績率のある業績給が設定されていること
- ③ 退職手当を伴うものであっても、在職期間の長期化により必ずしも処遇が有利になることとはならないもの(退職手当の分割・前払いを伴わないものも含む)

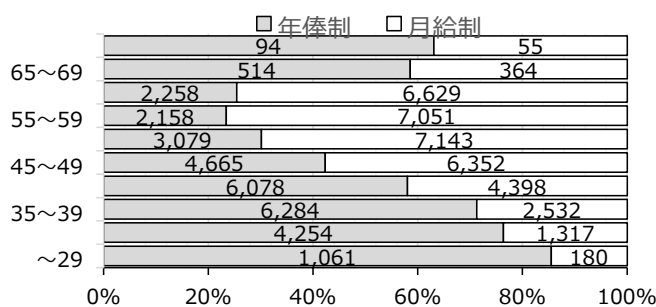
◆年俸制適用教員の割合



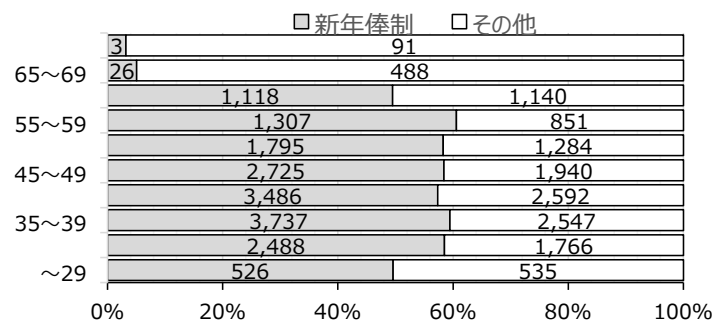
◆新年俸制の導入状況



◆令和6年度本務教員数内訳 年俸制/月給制別



◆令和6年度年俸制適用教員数内訳 新年俸制/その他別



出典: 文部科学省国立大学法人支援課調べ(対象: 86国立大学、4大学共同利用機関法人)

49

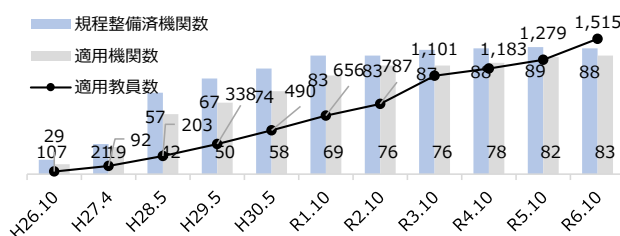
クロスアポイントメント制度の活用

クロスアポイントメント制度とは、機関間の協定により、大学教員等がそれぞれの機関で「常勤職員」としての身分を有し、それぞれの機関の責任の下、必要な従事比率(エフォート)で業務を行うもの。給与、社会保険料等については、両機関のいずれかが一括して研究者に支払う等、基本的な枠組みを整備することにより、研究者本人も不利益を受けることなく、それぞれの機関で業務に従事することが可能となる。

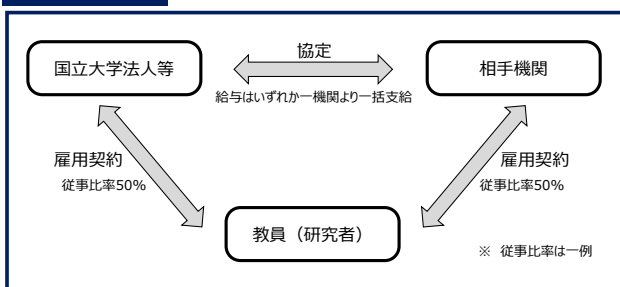
期待される効果

- ◇ 大学、公的研究機関、企業等の組織の壁を超えた人材・技術力の流動性の向上
- ◇ 相手機関から優秀な人材を受け入れることにより、大学の教育研究活動のアクティビティを高め、教育研究基盤の強化・発展に寄与
- ◇ 対象教員にとっては、現職を離れることなく、双方の身分を持ちつつ柔軟に教育研究活動に従事することが可能

クロスアポイントメント制度適用教員数等の推移 H27～R6

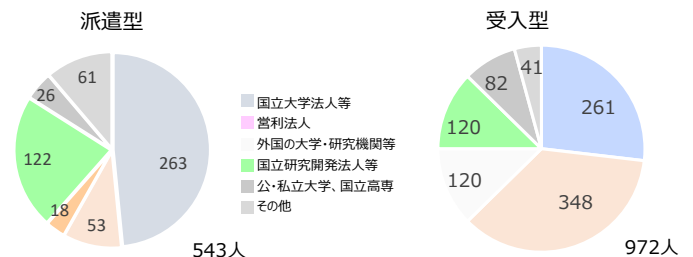


導入イメージ

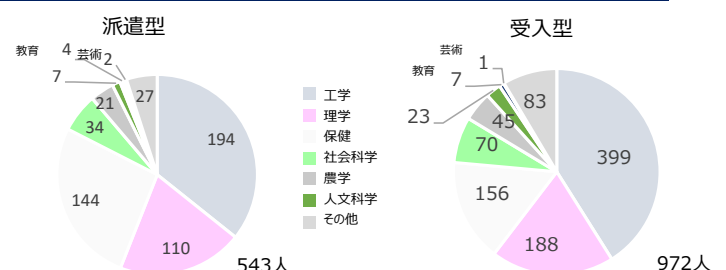


「在籍型出向」の形態により一機関から一括で給与を支給することにより、教員(研究者)が医療保険や年金で不利益を被らないよう対応可能

クロスアポイントメント制度適用教員数(相手機関別) R6.10



クロスアポイントメント制度適用教員数(専門分野別) R6.10



出典: 文部科学省国立大学法人支援課調べ(対象: 86国立大学、4大学共同利用機関法人)

50

任期の有無別、年齢層別の教員数の推移（全体の傾向①）

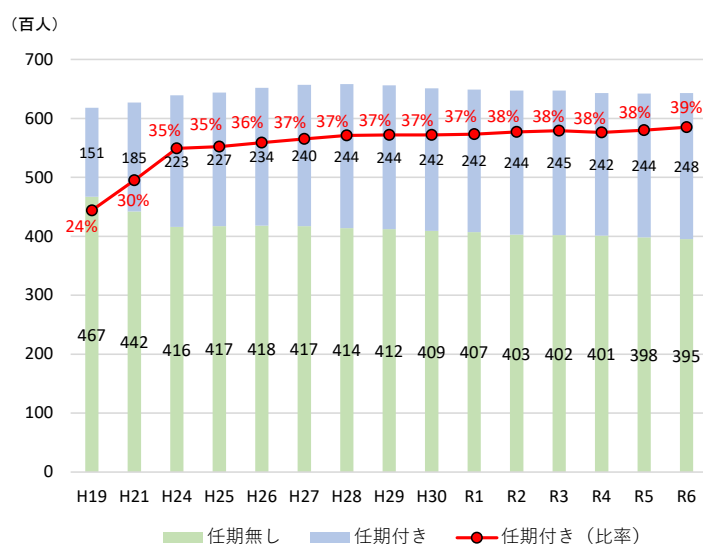
【任期の有無別】

- 本務教員数は平成19年度と比較して令和5年度は微増。
- 任期付き職員の比率は平成24年以降は35%～38%で安定。

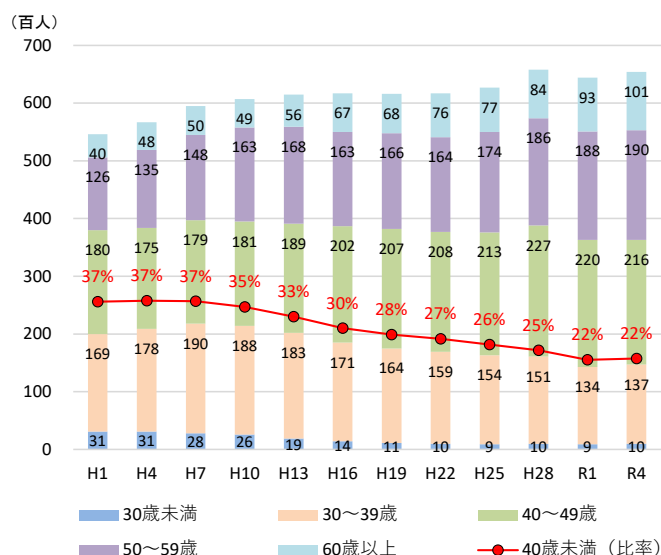
【年齢層別】

- 若手（40歳未満）教員数とその割合が減少傾向。
- 一方で、シニア（40歳以上）教員数とその割合は増加傾向。

本務教員数の推移（任期の有無別）



本務教員数の推移（年齢層別）



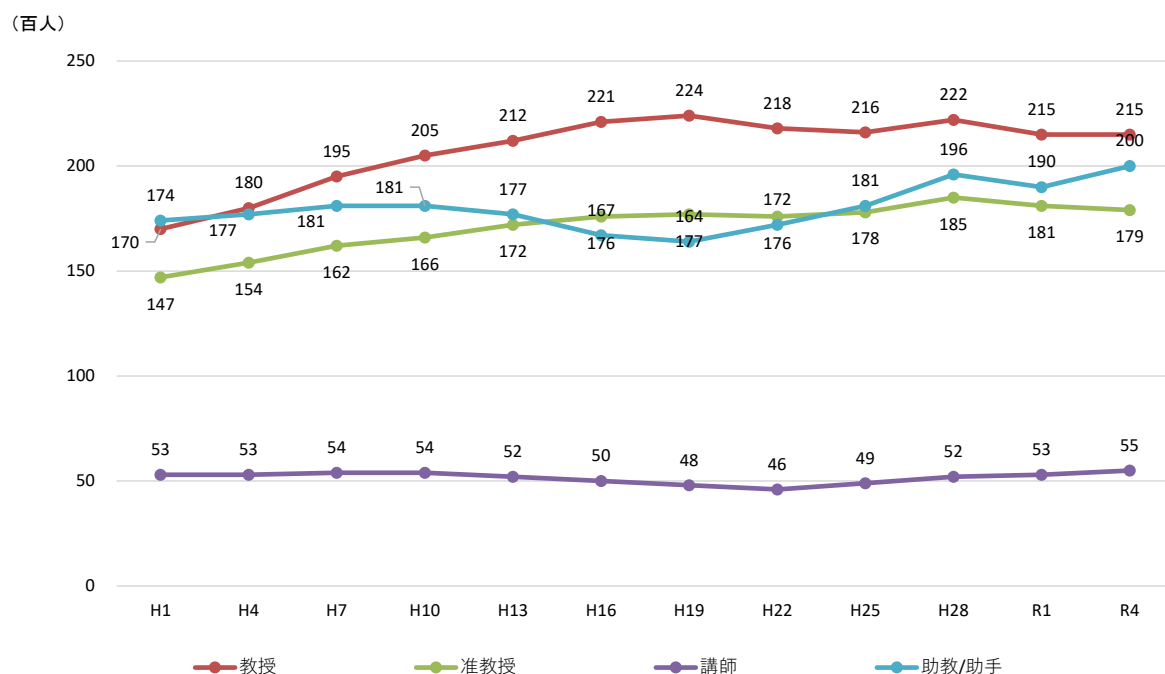
51

職位別の教員数の推移（全体の傾向②）

【本務教員数の推移（職位別）】

- 法人化前は教授・准教授の職が増加傾向であったが、法人化以降はほぼ横ばい。
- 助教・助手は法人化以降は増加傾向。

本務教員数の推移（職位別）



52

4. 再編統合・連携等

53

国立大学の再編・統合について

平成14年10月に4大学（2組）、H15年10月に20大学（10組）、H17年10月に3大学（1組）、H19年10月に2大学（1組）が統合。（令和7年4月）
（H14年4月：101大学→ H15年10月：89大学→ H17年10月：87大学→ H19年10月：86大学→R6年10月：85大学）

H14年4月 101大学

平成14年10月に統合した大学（2組4大学）

- ◆ 平成15年4月学生受入
 - 山梨大学と山梨医科大学（→山梨大学）
 - ・医学・工学を中心とする学際領域への対応
 - ・地域貢献（共同研究等に関する窓口の一本化）
 - 筑波大学と図書館情報大学（→筑波大学）
 - ・情報系をはじめとする諸分野との融合による図書館情報学の更なる発展

H14年10月 99大学

平成15年10月に統合した大学（10組20大学）

- ◆ 平成16年4月学生受入
 - 九州大学と九州芸術工科大学（→九州大学）
 - ・工学系をはじめとする諸分野との融合による芸術工学の更なる発展
 - 神戸大学と神戸商船大学（→神戸大学）
 - ・海事・海洋に関する学際領域への対応
 - 東京商船大学と東京水産大学（→東京海洋大学）
 - ・「海」を基盤とする教育研究の発展
 - 香川大学と香川医科大学（→香川大学）
 - ・医学・農学・工学等に関する学際領域への対応
 - ・地域貢献（複合的な教育研究拠点として地域社会へ貢献）
 - 宮崎大学と宮崎医科大学（→宮崎大学）
 - ・学際領域に属する生命科学分野に特色を持つ大学の創造
 - ・地域貢献（地域の発展に寄与する教育研究活動を展開）
 - 大分大学と大分医科大学（→大分大学）
 - ・医療・福祉等に関する学際領域への対応
 - ・地域社会への貢献を積極的に推進
 - 佐賀大学と佐賀医科大学（→佐賀大学）
 - ・医学・工学等に関する学際領域への対応
 - ・地域密着型大学（共同研究等の推進、地域医療の充実）
 - 高知大学と高知医科大学（→高知大学）
 - ・医学・理学・農学等に関する学際領域への対応
 - ・地域社会との連携の強化
 - 福井大学と福井医科大学（→福井大学）
 - ・医学・工学等に関する学際領域への対応
 - ・地域社会への一層の貢献（教育、学術、医療の中核的拠点）
 - 島根大学と島根医科大学（→島根大学）
 - ・医学、工学、生物科学等に関する学際領域への対応
 - ・地域社会の発展に貢献（教育・研究・文化の知的拠点）

H15年10月 89大学

平成17年10月に統合した大学（1組3大学）

- ◆ 平成18年4月学生受入
 - 富山大学、富山医科薬科大学及び高岡短期大学（→富山大学）
 - ・生命科学を中心に関連分野（医学・薬学・理工学）を融合
 - ・科学、芸術文化と人間社会の調和的発展

H17年10月 87法人・87大学

平成19年10月に統合した大学（1組2大学）

- ◆ 平成20年4月学生受入
 - 大阪大学と大阪外国語大学（→大阪大学）
 - ・国際社会の中で日本の果たすべき役割を担い得る有用な人材を養成

H19年10月 86法人・86大学

●一法人複数大学制度を導入（令和2年4月学校教育法改正）

令和2年4月に統合した法人（1組2大学）

- ◆ 令和2年4月学生受入
 - 岐阜大学と名古屋大学（→東海国立大学機構）

R2年4月 85法人・86大学

令和4年4月に統合した法人（2組5大学）

- ◆ 令和4年4月学生受入
 - 小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学（→北海道国立大学機構）
 - 奈良教育大学と奈良女子大学（→奈良国立大学機構）

R4年4月 82法人・86大学

令和6年10月に統合した法人・大学（1組2大学）

- ◆ 令和7年4月学生受入
 - 東京医科歯科大学と東京工業大学（→東京科学大学）

R6年10月 81法人・85大学

54

経緯

- 経営基盤の強化と効率的な経営の推進等のため、「国立大学の一法人複数大学制度等」の導入が閣議決定文書や中央教育審議会における議論の中で提言。

- ✓ 「大学の組織再編等を促進するため、国立大学においては、国立大学法人法を改正し、一法人の下で複数の大学を運営できる制度を導入する。」（経済財政運営と改革の基本方針2018）
- ✓ 「経営基盤の強化と効率的な経営の推進のため、国立大学の一法人複数大学制の導入、経営と教学の機能分担等にかかる国立大学法人法等の改正について次期通常国会への提出を念頭に作業を行う。」（未来投資戦略2018）
- ✓ 「文部科学省は2019年度中に国立大学法人法を改正し国立大学の一法人複数国立大学経営を可能化する」（統合イノベーション戦略）
- ✓ 「複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、一法人一大学となっている国立大学の見直し……など…大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を推進するための支援体制の構築など実効性を高める方策について検討することが必要である」（今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ（平成30年6月中央教育審議会大学分科会将来構想分科会）

- 制度の設計等について必要な検討を行うため、「国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議」を設置。同会議の検討の結果を踏まえ、一つの国立大学法人が複数の大学を設置できるよう、令和2年4月に「学校教育法等の一部を改正する法律」により国立大学法人法の一部を改正。

これまでの制度の活用状況

	統合前の法人名	統合後の法人名	統合時期
1	国立大学法人岐阜大学、国立大学法人名古屋大学	国立大学法人東海国立大学機構	令和2年4月1日
2	国立大学法人小樽商科大学、国立大学法人帯広畜産大学 国立大学法人北見工業大学	国立大学法人北海道国立大学機構	令和4年4月1日
3	国立大学法人奈良教育大学、国立大学法人奈良女子大学	国立大学法人奈良国立大学機構	令和4年4月1日

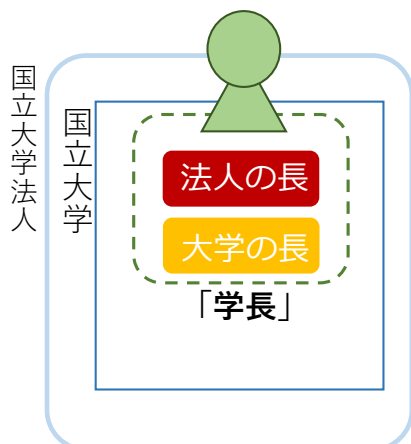
55

一法人複数大学制度の導入に伴うガバナンスの見直し （学校教育法等の一部改正：2020年4月1日施行）

- 法人の判断により、教学と経営の長を分担し、新たに理事長職を置くこととする（同時に一法人複数大学制度も導入）
- 学外理事について、原則二人以上を設置義務とする

改正前

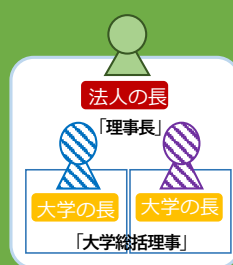
現行は、国立大学法人法上
法人の長と大学の長を兼ねる
「学長」を置く体制のみ



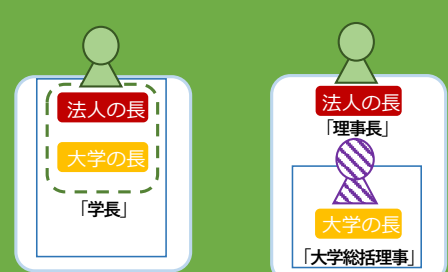
改正法施行日（2020年4月1日）以降

- 国立大学法人の判断で、以下の体制を選択できるような仕組みを設ける
- 一つの国立大学法人が複数の大学を設置することができる
 - 大学の長を分担して置くことができる

一法人二大学の場合（例）



一法人一大学の場合

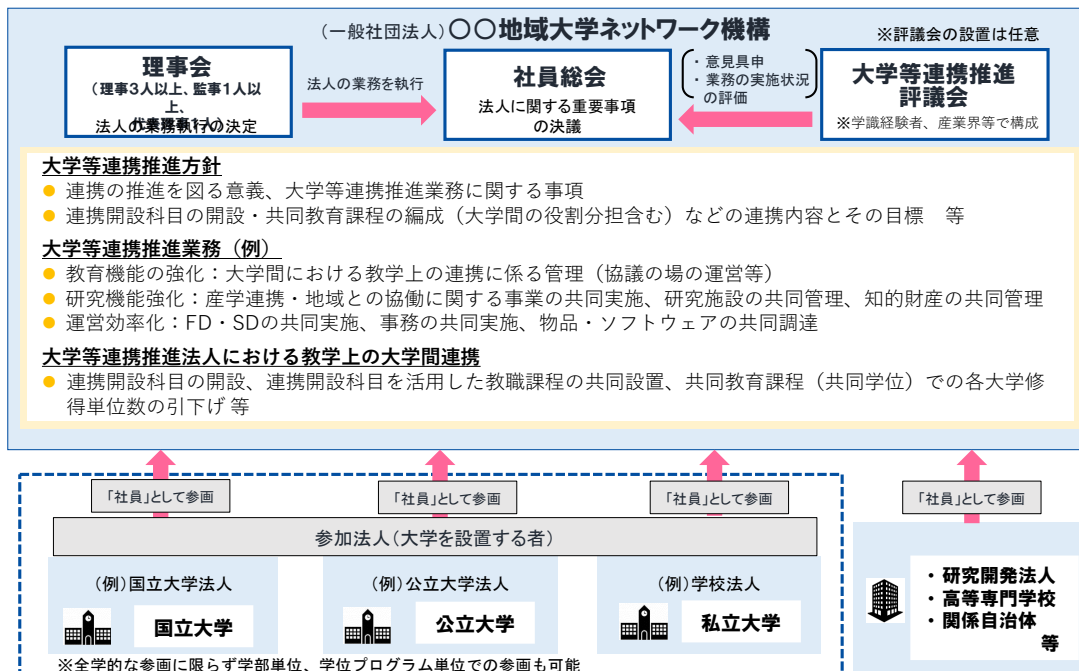


※改正前

56

制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設ける。
- 併せて、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した連携開設科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる等の特例措置を設ける。



①申請

②認定

文部科学大臣

※ 法人には、毎事業年度終了後に事業報告書や計算書類等の提出・公表を求める

大臣による認定基準（例）

- 大学等連携推進業務を主たる目的とすること
- 大学等連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 大学等連携推進方針を策定し、インターネットの利用などの適切な方法により、公表していること
- 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めていること

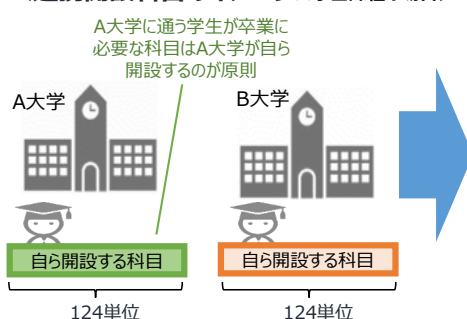
57

大学等連携推進法人・複数大学設置法人の下で新たに可能となる授業科目の連携開設について

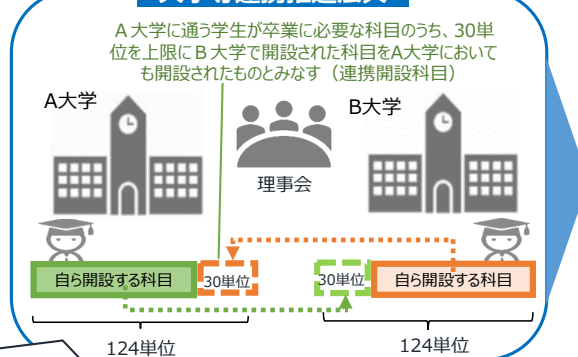
概要

- 各大学で開設される授業科目について、大学設置基準第19条において、「大学は、……教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」とされている（自ら開設の原則）。
- 社会ニーズ等に機動的に対応していくためには、各大学が強みを持ち寄り、資源を有効活用しつつ、教育研究を行う在り方へ変化する必要がある
- 質の保証にも留意しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び要件を満たした複数大学設置法人の下で、他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目（連携開設科目）を当該大学においても自ら開設したものとみなす特例措置を設ける。

<連携開設科目のイメージ※学士課程の場合>



大学等連携推進法人



<得られる成果>

- ①各大学の強みや特色を生かして、
 - ・充実した教育プログラムの提供
 - ・弱点分野の相互補完
 - ・地域が求める人材等を連携して育成
 - ②各大学の教育研究資源を有効活用することで、
 - ・きめ細かな指導や少人数教育の実施
- ⇒例えば、地域の大学が連携して数理・データサイエンス・AI教育を実施することや、教養教育を充実させることが可能に。

質保証の要件

- ✓ 大学等連携推進法人が教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等を共有、明確化するための「大学等連携推進方針」を策定し、文部科学大臣へ届出
- ✓ 参加大学間で連携開設科目を適切に運営するための教学管理体制を構築（授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場）
- ✓ 連携開設科目で修得できる単位数の上限を設定（学士課程：30単位を上限）
- ✓ 連携開設科目の科目名、授業計画、成績評価の基準等の情報公表を義務付け 等

58

地域における協議体の実質化

従来

複数の大学等が地域関係者と恒常的に対話し、連携を行うための**地域連携プラットフォーム**の取組

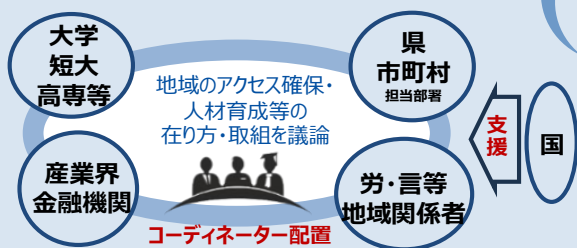
※国による「ガイドライン」策定

発展

今後

地域構想推進プラットフォーム（仮称）

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援



※地域連携プラットフォームの発展による構築等既存組織の活用も推奨

地域における大学等間の連携枠組みの強化

従来

連携開設科目を中心とした**大学等連携推進法人**(※)の取組

※文部科学大臣が認定

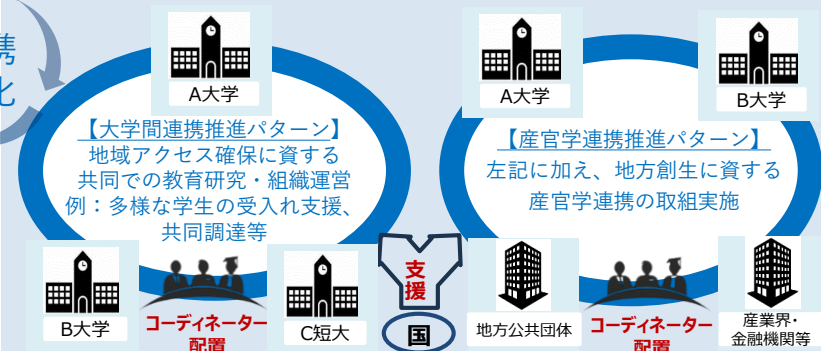
発展

今後

地域研究教育連携推進機構（仮称）

- ✓ 連携開設科目の開設に加え、地域構想推進プラットフォーム（仮称）等での議論を踏まえ、地域のアクセス確保・人材育成のための研究・教育の連携(※)に取り組むことを推奨

※入試、多様な学生受入れ支援、キャリア支援等の業務、大学関係施設の共同管理・運営、事務システムの共同化、共同調達などが想定。また、そのために必要な支援策についても検討。



※支援対象となる地域研究教育連携推進機構（仮称）の位置付けを検討

文部科学省

- ・地域ごとの高等教育へのアクセス確保を図るための司令塔機能の強化（「**地域大学振興室**」の新設）
- ・関係省庁や地域の産官学金等関係者と連携した、地域の高等教育へのアクセス確保・人材育成や地方創生の取組の推進

※地域により、地域の範囲の設定や、協議体の構築方法、協議体と大学等連携推進法人との関係・取組の進め方は多様であることに留意。

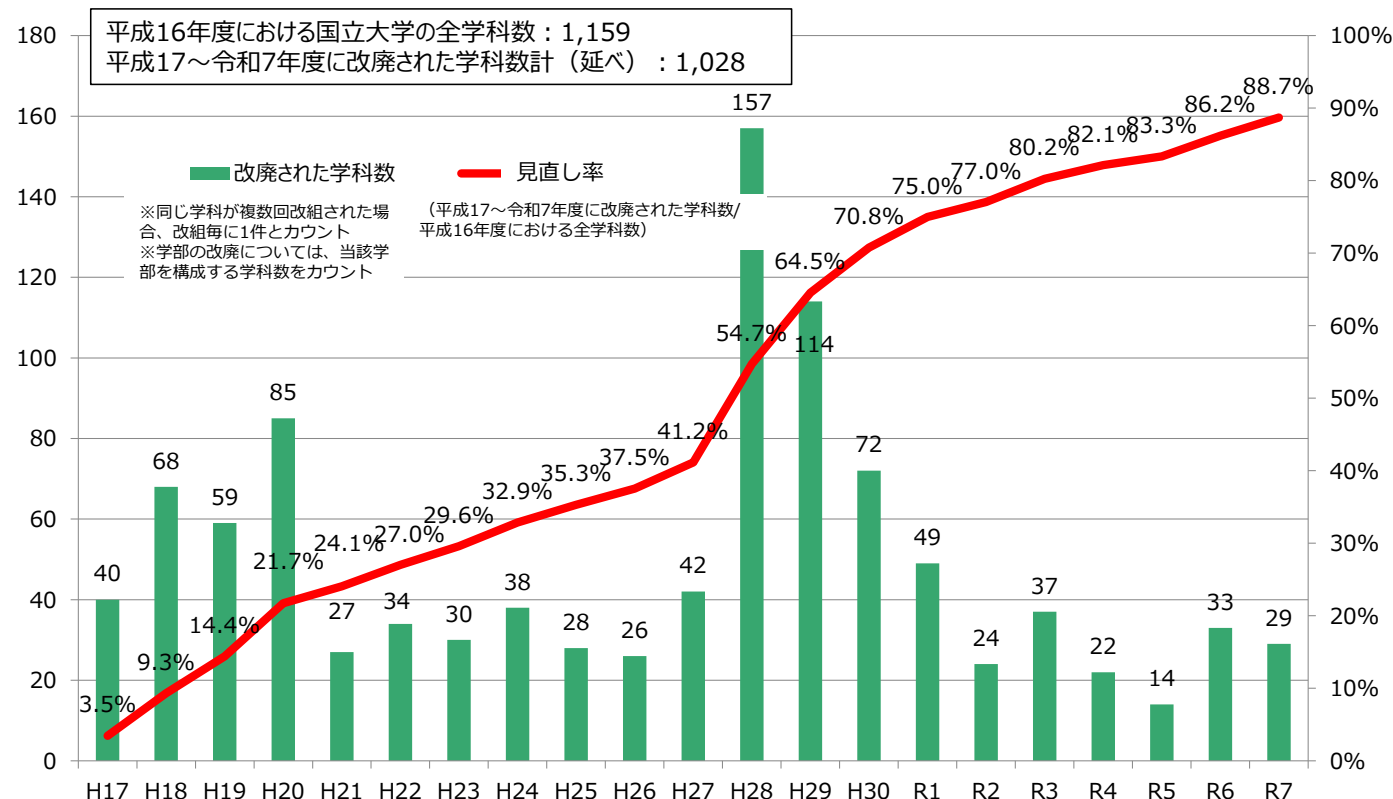
※地理的観点からのアクセス確保の観点からは、都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進も重要。

5. 学内組織の見直し等

学内組織の見直し①

- 法人化後、社会情勢を踏まえた教育研究の活性化を図るため、運営費交付金による組織整備のための支援や、「大学・高専機能強化支援事業」による高度情報専門人材の確保に向けた体制強化への支援等を通じて、学内の教育研究組織の見直しを促進。
- 平成16～令和7年度に廃止・転換された学科数は1,028件であり、平成16年度時点からその大半が見直されている。

①学部・学科の見直しの状況



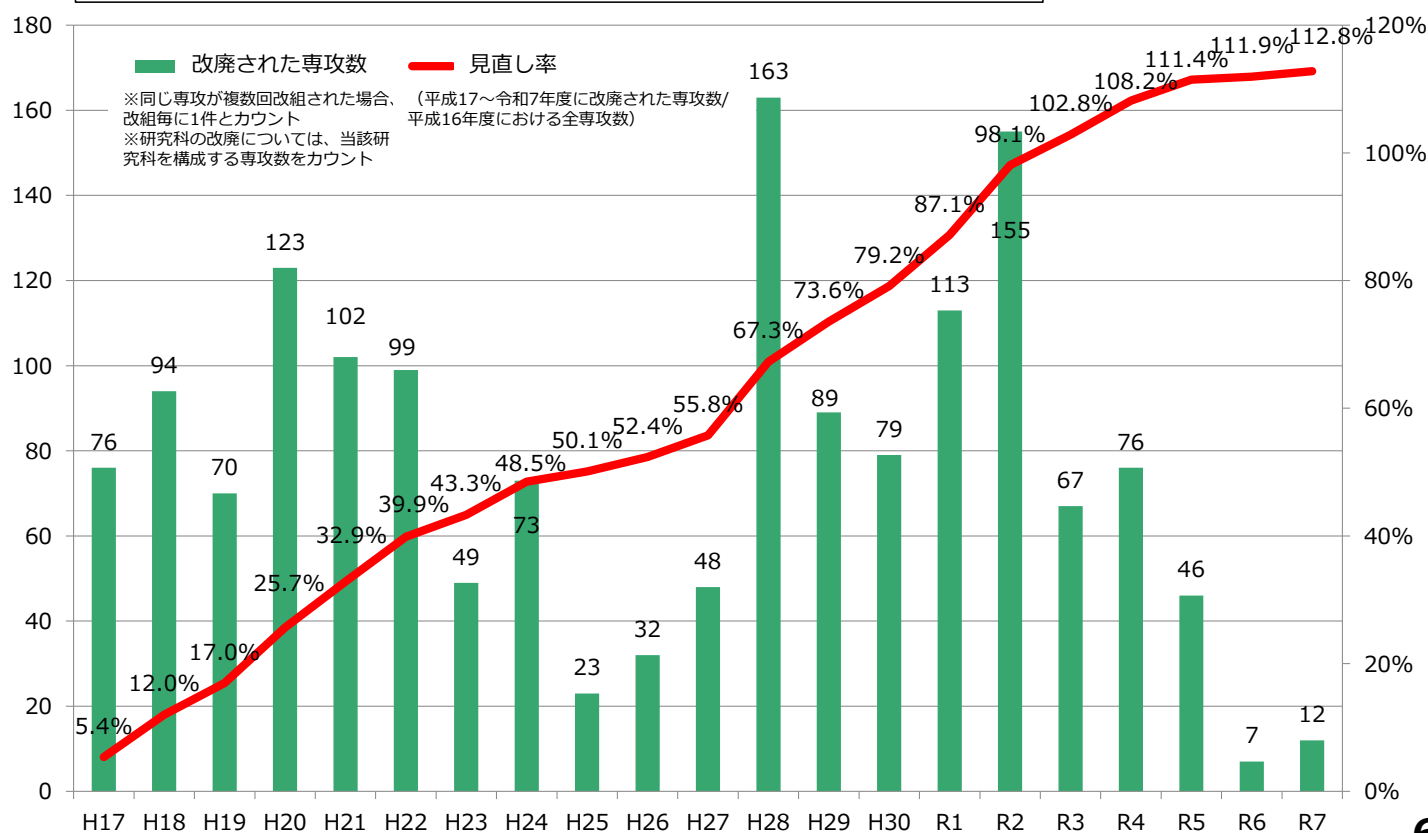
61

学内組織の見直し②

- 研究科については、修士、専門職、博士の全てにおいて、平成16年度時点からその大半が見直されている。

②研究科・専攻の見直しの状況（修士）

平成16年度における国立大学の全専攻数（修士）：1,415
平成17～令和7年度に改廃された専攻数（修士）計（延べ）：1,596

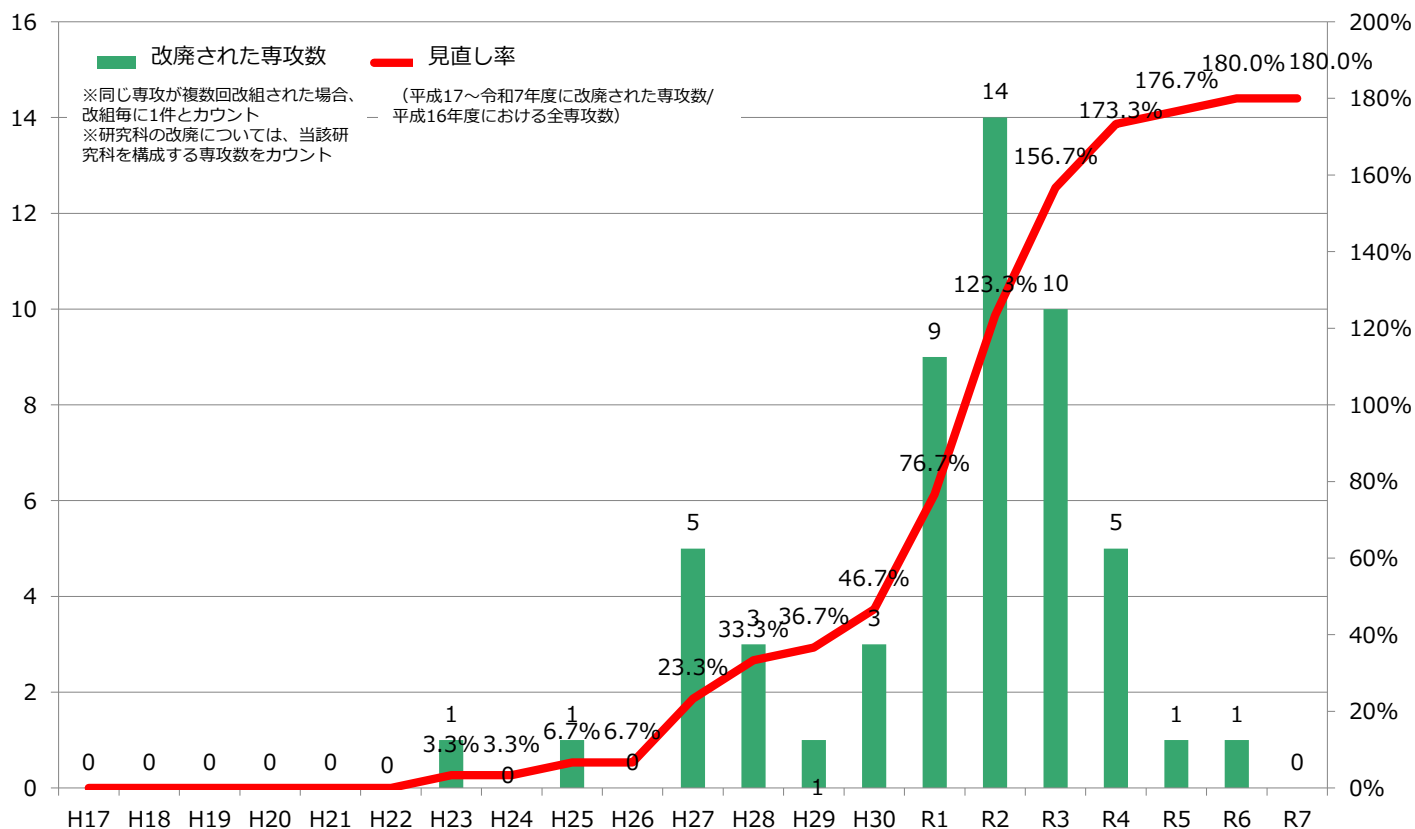


62

学内組織の見直し③

②研究科・専攻の見直しの状況（専門職）

平成16年度における国立大学の全専攻数（専門職）：30
平成17～令和7年度に改廃された専攻数（専門職）計（延べ）：54

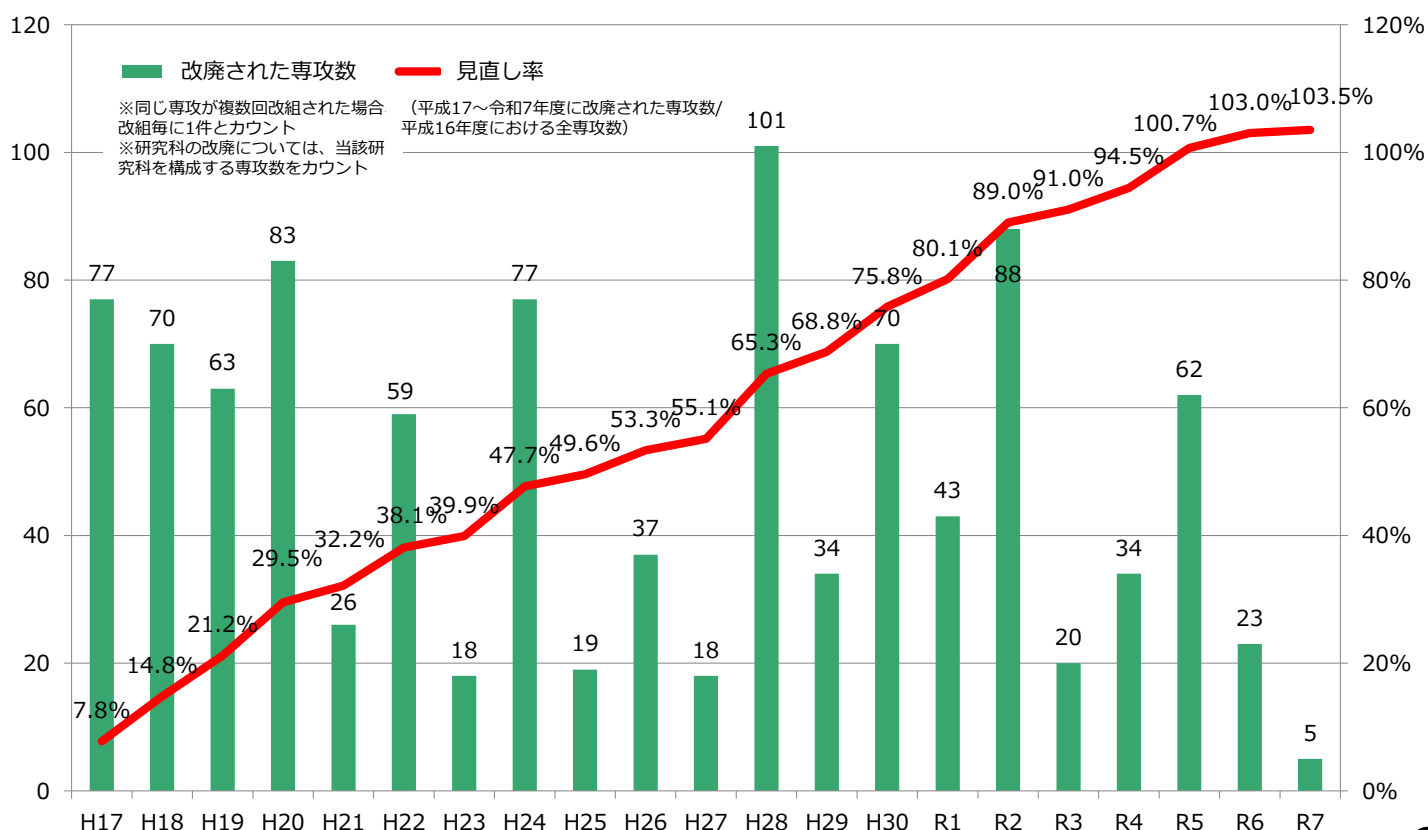


63

学内組織の見直し④

②研究科・専攻の見直しの状況（博士）

平成16年度における国立大学の全専攻数（博士）：992
平成17～令和7年度に改廃された専攻数（博士）計（延べ）：1,027



64

- 近年の主な学部・研究科等の改組の傾向として、①分野横断型、理工系の人材養成や地域の課題解決など、社会ニーズを踏まえた学部等の設置や、②JD、共同教育課程、学部・研究科等連携課程など、組織間連携による学部等の設置、③複数学科・研究科の大きくくり化等が挙げられる。
- また、令和6年度から、「大学・高専機能強化支援事業」の支援を通じて、高度情報専門人材の養成のための定員増や改組が行われている。

<近年の主な学部・研究科等の改組の傾向>

- 分野横断型学部等の設置
【例】九州大学 共創学部(H30)、金沢大学 融合学域 (R3)
- データサイエンスに係る人材養成
【例】滋賀大学 データサイエンス学部(H29)、一橋大学 ソーシャル・データサイエンス学部 (R5)
- 地域の課題解決や産業の活性化を支える学部等の設置
【例】高知大学 地域協働学部(H27)、大分大学 福祉健康科学部 (H28)、富山大学 都市デザイン学部 (H30)、島根大学 材料エネルギー学部 (R5)
- 国際連携専攻 (JD) の設置
【例】名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻 (H27)、東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻 (H28)、広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻(R2)
- 複数大学による共同課程の設置
【例】岩手大学・東京農工大学 共同獣医学科(H24)、宇都宮大学・群馬大学 共同教育学部 (R2)
- 学部・研究科等連携課程の設置
【例】長崎大学 ブラネタリーヘルス学環 (R4)、静岡大学 山岳流域研究院 (R5)、茨城大学 地域未来共創学環 (R6)
- 複数学科・研究科 (専攻) の大きくくり化
【例】岡山大学 環境生命自然科学研究科 (2研究科→1研究科) (R5)、鹿児島大学 農学部(3学科→1学科) (R6)
- その他
【大学間で人材養成について役割分担した例】島根大学、鳥取大学 (両大学間の協定に基づき、島根大学が教育学部を強化し島根・鳥取両県の教員養成を担うとともに、鳥取大学が教員養成学部を一般学部 (地域学部) に転換) (H16)

(参考) 大学・高専機能強化支援事業 (高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援) の活用による定員増

【R6年度】学部：365人、修士課程：418人、博士課程：26人

【R7年度】学部：入学定員340人・編入学定員28人、修士課程：458人、博士課程26人

6. 附属施設

■ 大学病院の法令上の位置付け

- 医師及び歯科医師の養成を行う大学医学部及び歯学部教育研究に必要な施設として設置されている病院（大学設置基準第39条）。
- 高度な医療の提供、高度な医療技術の開発・評価、研修の実践にあたる「特定機能病院」に承認されている病院（医療法第4条の2）。令和6年10月1日現在【79病院】

■ 大学病院の使命・役割

- 教育** 医学部生の臨床教育、卒後の初期・専門研修等を行う医師をはじめとするその他の医療従事者の養成機関。
→ 採算に関係なく、幅広い診療科・部門が必要。
- 研究** 新しい診断・治療法の開発、難治性疾患の研究等を行う高度な研究機関。
→ 様々な疾病治療のための研究に多くの投資が必要。
- 診療** 臓器移植や高額薬剤の投与など高度な診療を行う高度医療機関。
→ 採算性の低い分野（小児・産科・精神・重症治療等）への支援や高度医療に対応するための高度な機器や人材の体制整備が必要。
- 地域貢献** 地域の医療機関への医師の輩出等を行う地域の中核的な医療機関。
→ 様々な診療科を具備し、地域の幅広い医療ニーズに応えるための人的リソースの確保が必要。

67

大学病院の現状

■ 全国大学病院数一覧 (令和7年4月1日現在)

区分	国立	公立	私立	合計
医系大学病院	42	17	89	148
本 院	42	8	31	81
分 院	0	9	58	67
歯系大学病院	1	1	17	19
その他大学病院 (附置研究所、保健医療系等)	4	1	5	10
合 計	47	19	111	177

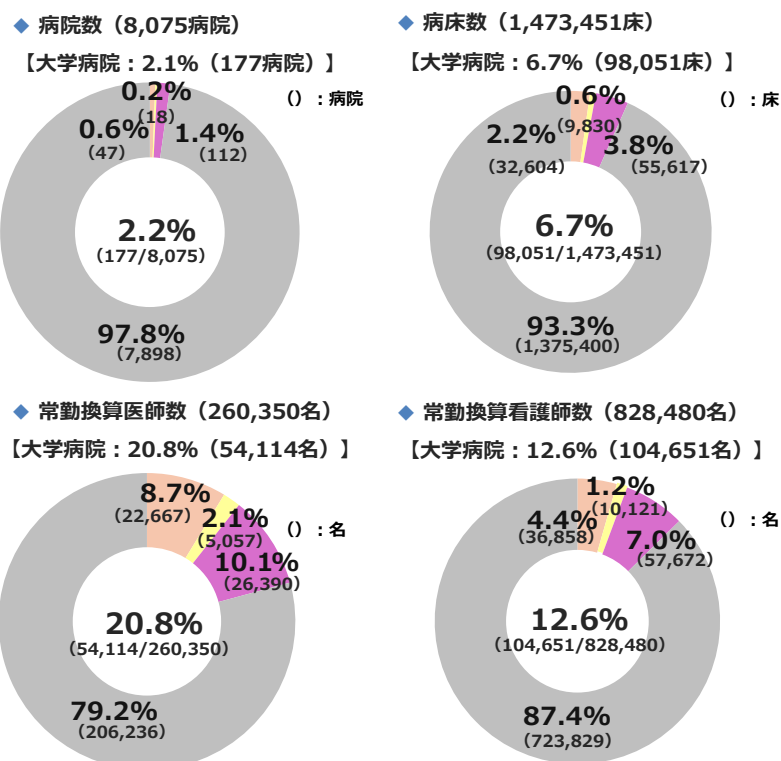
■ 大学病院を持つ大学の割合 (令和6年5月1日現在)

区分	大学数	うち医系病院を置く大学数
国立大学	86	42 (48.8%)
公立大学	103	8 (7.8%)
私立大学	624	31 (5.0%)
計	813	81 (10.0%)

出典：文部科学省令和5年度学校基本調査報告書

■ 全病院における大学病院の占める割合

■ 国立大学病院 ■ 公立大学病院 ■ 私立大学病院 ■ その他

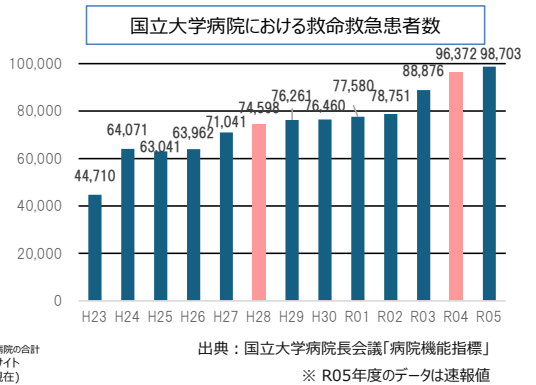
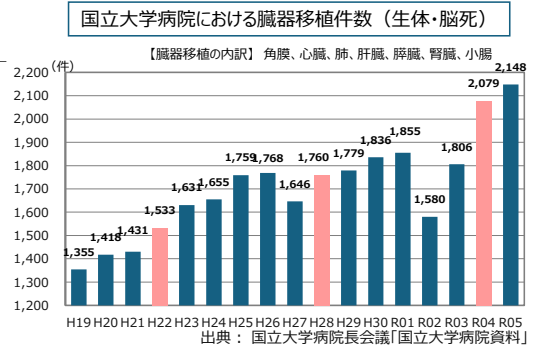
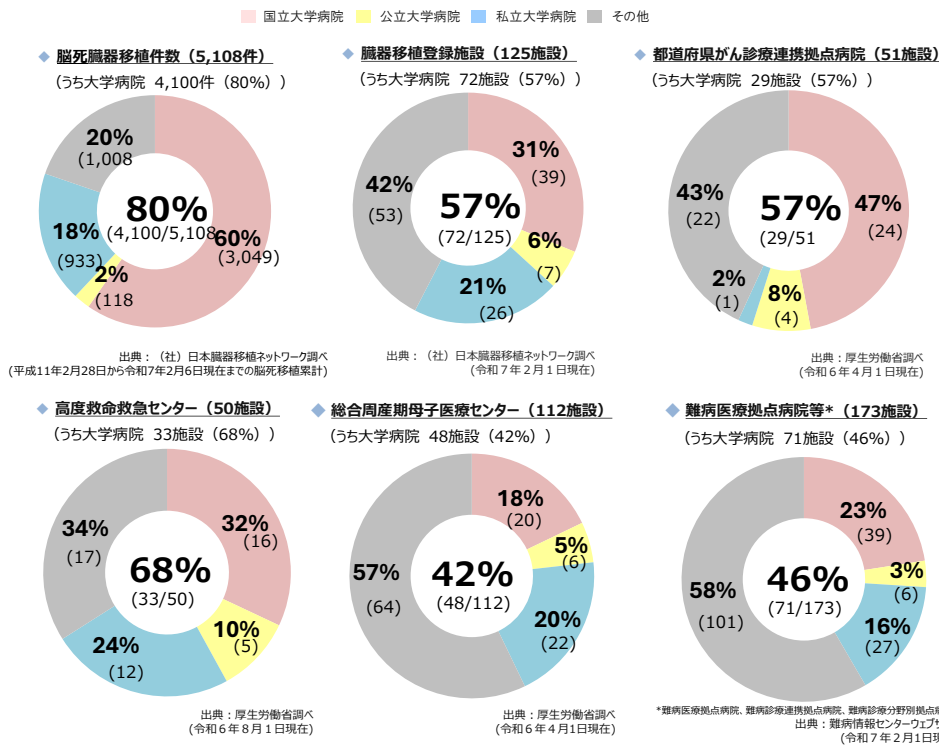


出典：国立大学病院……国立大学病院長会議「国立大学病院資料」(令和6年6月1日現在)、
公私立大学病院……文部科学省医学教育課調べ(令和6年6月1日現在)
大学病院以外……厚生労働省「医療施設調査」(令和6年5月末時点)
※「常勤医師数」「常勤看護師数」は令和5年10月1日現在

68

大学病院の診療機能

- 大学病院は、79病院が特定機能病院に指定されているほかにも、臓器移植登録施設やがん診療連携拠点病院、高度救命救急センター、総合周産期母子医療センター、難病医療拠点病院等の医療施設としても承認されており、我が国の医療に大きく貢献している。また、地域への医師派遣機能を担うとともに、救急医療体制においては、各地域の実情に応じて救急患者のうち、特に重症な救急患者の受入れを行っている。

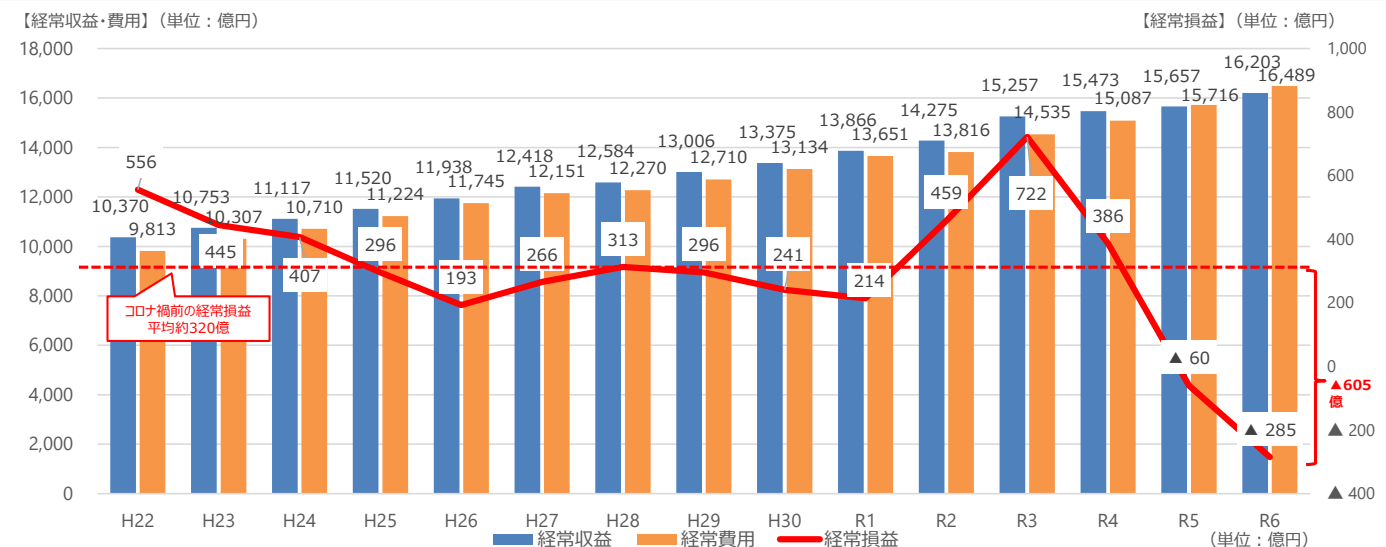


69

各大学病院の経営状況（国立大学病院の経常損益の推移）

診療規模の拡大と経常利益率の低減

- 国立大学法人化以後、自己収入の獲得、経費の節減努力が求められ、増収と経営効率を追求した運営を実施するものの収入が増えた分、支出も増加し、増収減益の傾向。R5年度は経常損益が初めてマイナスとなった。
- コロナ前は、損益ベースで年平均約320億円程度の利益が生まれており、得られた利益を老朽化した施設・設備の更新や借入金の返済に充てるなどして、大病院院として求められる教育・研究・診療活動を維持してきた（ただし、その投資額は十分ではなく施設・整備の更新が滞る傾向にあった）。R6年度は経常損益がコロナ前の平均と比較して、約605億円減少する見込み。

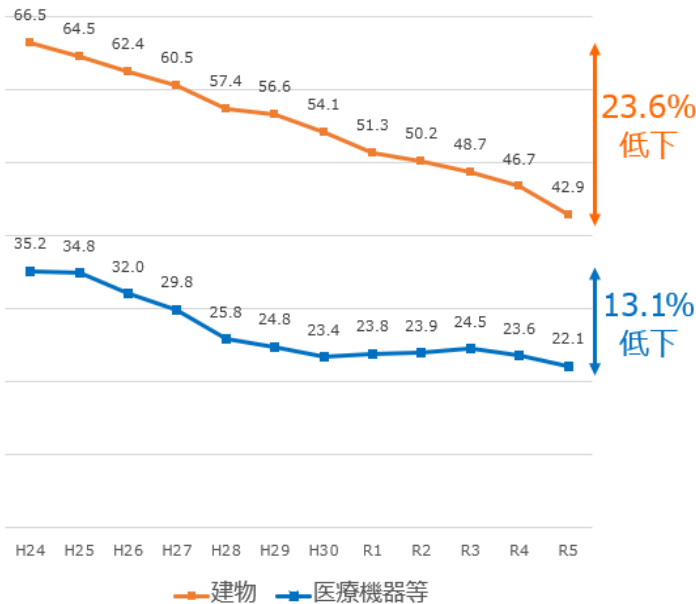


事項	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (速報値)
経常収益	10,370	10,753	11,117	11,520	11,938	12,418	12,584	13,006	13,375	13,866	14,275	15,257	15,473	15,657	16,203
経常費用	9,813	10,307	10,710	11,224	11,745	12,151	12,270	12,710	13,134	13,651	13,816	14,535	15,087	15,716	16,489
経常増益	556	445	407	296	193	266	313	296	241	214	459	722	386	▲60	▲28

※1：文部科学省「国立大学法人等の決算について」別紙資料集「附属病院セグメント情報」及び「附属病院セグメントにおける収支の状況（キャッシュ・フロー計算書の形式を使った病院収支の状況表）」を元に医学教育課において作成
 ※2：令和6年度の金額については、国立大学病院長会議が集計した速報値を元に作成

医療機器等の老朽化（国立大学病院）

価値残存率



平成24年度と比較し
建物価値残存率は23.6%低下
医療機器等価値残存率は13.1%低下

令和5年度末の建物は1兆4,047億円（取得価格ベース）
令和5年度末の医療機器等は9,087億円（取得価格ベース）

平成24年度と同じ価値残存率を維持するためには、
建物取得価格で3,315億円不足
医療機器等取得価格で1,190億円不足
合計4,505億円不足

建物・医療機器等の更新を抑制し借入金を返済したことにより、借入金の残額は平成24年度と比較し1,516億円減額となっているが、その結果、建物・医療機器等の老朽化は急激に進んでいる

※価値残存率は病院長会議事務局の保有データで最古の平成24年度から記載

【参考】平成16年度と比較し借入金の残額は3,231億円減額

出典：（一社）国立大学病院長会議 令和6年7月26日 緊急記者会見資料

71

大学病院改革プランの概要

- 大学病院を取り巻く現状と課題等（医師の長時間労働、教育・研究時間の減少、大学病院の機能低下、増収減益の財務状況、医療提供体制の確保等）がある中、2024（令和6）年度から医師の時間外・休日労働の上限規制が施行された。
- このような現状と課題等を鑑み、各大学病院は、地域医療確保暫定特例水準（B水準、連携B水準）の解消が見込まれる2035（令和17）年度末に向けて、**2029（令和11）年度までの期間（6年間）に取り組む内容**を、「大学病院改革ガイドライン」を参考に**4つの視点（運営改革、教育・研究改革、診療改革、財務・経営改革）**に整理して**自院の実情に応じた大学病院改革プラン**（以下、「改革プラン」という。）を**策定**し、当該プランに基づき改革を推進して、**持続可能な経営基盤の確立**を図る。
- 各大学病院は、策定した改革プランを自院のウェブサイトにて公表。また、社会情勢の変化等に応じて改革プランを適宜改定するとともに、**年1回程度自己点検**を行って改革プランを推進する。なお、改革プランの推進にあたっては、**大学等本部等と連携**するとともに、**自治体、医療機関、医師会等の関係者等とも意見交換**を行う。

※文部科学省は、各大学病院が改革プラン策定時の参考となるように「大学病院改革ガイドライン」を策定するとともに、改革プランの取組に応じた継続的な財政支援（令和5年度補正予算（最先端医療設備の整備）、令和6年度当初予算（高度な臨床・研究能力を有する医師養成促進支援））等を行っている。
また、改革プランの進捗状況について、4年目の2027（令和9）年度及び2030（令和12）年度に確認予定。

我が国の医学教育・研究の維持発展 地域ニーズに応じた診療の確保

持続可能な大学病院経営の実現

大学病院改革プランの策定（大学本部と一体となった改革の推進）

※自院の実情に応じた大学病院改革プランを策定

（1）運営改革	（2）教育・研究改革	（3）診療改革	（4）財務・経営改革
【検討項目】 - 自院の役割・機能の再確認※ - 医学部の教育研究に必要な附属施設としての役割・機能 - 専門性の高い高度な医療人を養成する研修機関としての役割・機能 - 医学研究の中核としての役割・機能 - 地域医療構想等と整合した医療機関としての役割・機能 ※改革の基本方針として記載が必須 - 病院長のマネジメント機能の強化 - 大学等本部、医学部等関係部署との連携体制の強化 - 人材の確保と処遇改善 - その他運営改革に資する取組等	【検討項目】 - 臨床実習に係る臨床実習協力機関との役割分担と連携の強化 - 臨床研修や専門研修に係るプログラムの充実 - 企業等や他分野との共同研究等の推進 - 教育・研究を支援するための体制整備 ・人的・物的支援 - 等 - その他教育・研究環境の充実に資する支援策	【検討項目】 - 都道府県等との連携の強化 - 地域医療機関等との連携の強化 - 自院における医師の労働時間短縮の推進 - 医師少数地域を含む地域医療機関に対する医師の輩出（常勤医師、副業・兼業） - その他診療改革に資する取組等	【検討項目】 - 収入増に係る取組の推進 - 施設・設備及び機器等の整備計画の適正化と費用の抑制 ・自院の役割・機能等に応じた施設・設備・機器等の整備計画の適正化 - 等 - 医薬品費、診療材料費等に係る支出の削減 - その他財務・経営改革に資する取組等 - 改革プランの対象期間中の各年度の収支計画

※下線部は、文部科学省及び厚生労働省において財政支援等するもの。

72

国立の教員養成大学・学部及び大学院の現状

1. 教員養成大学・学部

教員に求められる高い資質の育成等を行っており、現在45大学45学部(うち単科大学11)が設置されている。

➤ 課程・入学定員(令和7年度)

大学数	入学定員		
	教員養成課程	新課程	合計
45大学	10,921人	1,518人	12,439人

※教員養成課程:教員養成を目的とし、教員免許状の取得に必要な単位の修得が卒業要件となっている課程。平成17年度までは定員抑制の対象であった。

※新課程:都道府県教育委員会の教員採用数の減少などによる教員就職率の低下に伴い、昭和62年度から教員養成課程の一部を教員以外の職業分野の人材や高い教養と柔軟な思考力を身に付けた人材を養成することを目的とした課程として改組したもの。新課程の定員は平成12年度をピークに拡大し一定規模を保ってきたが、教員の大量退職の増加による教員採用数の拡大にあわせて、平成17年3月に教育分野に係る大学等の設置又は収容定員増に関する抑制方針を撤廃したことにより、教員養成課程への定員の振り替え等が進み、国立の教員養成大学・学部においては、初等中等教育を担う教員の質の向上に目的を特化させるため、原則、新課程の廃止を進めている。

➤ 設置状況

山形大学において令和8年4月に教育学部(入学定員145名)を設置予定のほか、福島大学において令和9年度に教育学部(入学定員235名)を設置する構想あり。佐賀大学と熊本大学において、令和8年4月より共同教員養成課程を設置予定。

2. 教員養成系の大学院(修士課程・博士課程)

【修士課程】

国立の教員養成系修士課程における高度専門職業人としての教員養成機能は原則として、教職大学院へ段階的に移行することとしている。

➤ 設置状況(令和7年度)

大学数	研究科数	専攻数	入学定員
16大学	16	18	805人

【博士課程】

教員養成学部自ら各教科の専門や教科教育学の分野における実践的かつ高度の研究能力を有し、将来教員養成学部の教員となる人材を養成することなどを目的として設置。

➤ 設置状況(令和7年度)

- 連合大学院 東京学芸大学(入学定員:30名)、兵庫教育大学(入学定員:36名)
- 共同教育課程 静岡大学・愛知教育大学(入学定員:4+4名)
北海道教育大学・大阪教育大学・福岡教育大学(入学定員:4+4+4名)
- 単独設置 広島大学(入学定員:50名) ※広島大学では教育学、心理学、教科教育学等が統合された教育学習科学を構築するとともに、その理論的・学際的・開発的・先端的な研究・教育を推進し実践する人材を育成。

出典:文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

73

教職大学院(専門職学位課程)制度の概要

1. 教職大学院の目的及び機能

平成19年度に、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院として制度化。(平成20年度から開設)

- ① 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新任教員の養成。
- ② 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導倫理と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成。

2. 教職大学院の特性(既存の修士課程との違い)

	教職大学院	教員養成系修士課程
修了要件	45単位以上 (うち10単位以上は学校等での実習)	30単位以上 修士論文の作成(研究指導)
教員	4割以上は教職経験者等の実務家教員	大半が研究者
授業方法	①事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答 ②学校実習及び共通科目を必修とした体系的な教育課程	研究指導が中心
学位	教職修士(専門職)	修士(教育学)

3. 現状

- ① 設置大学数【令和7年度】 : 54大学(国立大学47校、私立大学7校)
- ② 教員就職率(※)【令和6年3月修了者】: 87.8%
(参考)国立教員養成大学・学部の学部新卒者の教員就職率:69.0%(令和6年3月卒業者)
(※)現職教員学生を除く教職大学院修了者のうち教員に就職した者(臨時的任用を含む)の割合を指す。
- ③ 入学定員充足率【令和7年度】 : 85.3%(前年度より0.3%減)
- ④ 志願者数【令和7年度】 : 2,670人(前年度より22人増)
- ⑤ 入学者数【令和7年度】 : 2,169人(前年度より9人減)

(現職教員:844人(39%)学部新卒学生等:1,325人(61%)) 出典:文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

4. 最近の振興策

①令和5年6月に、専門職大学院設置基準を改正し、学部と連携した5年一貫コース等の設置を可能にするとともに、②令和6年5月に、教職大学院を修了し教師となった者を中心に大学院在籍時に貸与を受けた奨学金の返還を免除する制度を創設。これらにより、①時間的制約の緩和の支援、②経済的な支援、を可能とし、「教職の高度化」(質の向上)と「教師志願者の拡大」(質的確保)を実現。

74

国立大学附属学校について①（使命・役割）

1. 設置目的

附属する国立大学、学部における児童、生徒、幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、当該国立大学、学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たる。

2. 法律上の位置付け

- 国立大学法人法第23条（平成16年4月1日施行）
国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校を附属させて設置することができる。
- 大学設置基準第39条（昭和31年10月22日文部省令第28号）
次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科（上欄）	附属施設（下欄）
教員養成に関する学部又は学科	附属学校又は附属幼保連携型認定こども園

【参考】

- 旧国立学校設置法施行規則第27条（昭和39年（1964年）改正、平成16年（2004年）廃止）

附属学校は、その附属学校が附属する国立大学又は学部における児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、及び当該国立大学又は学部の計画に従い学生の教育実習の実施に当たるものとする。

上述の廃止された施行規則、「国立大学附属学校の新たな活用方策等に関する検討とりまとめ（平成21年）」、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書（平成29年）」等を踏まえ、現在、使命・役割を以下のとおり整理。

3. 使命・役割

- 実験的・先導的な学校教育
実験的・先導的な教育課題への取組
地域における指導的・モデル的な学校としての取組
- 教育実習の実施
大学・学部の教育実習計画に基づく教育実習の実施
教員を目指す学生に対し、体験的な実習を実施
- 大学・学部における教育に関する研究への協力
現代的教育課題（特別支援、いじめ、不登校など）に対応した教員養成の在り方に関する研究への協力

国立大学附属学校について②（学校数等の現状）

区 分	令和6年度			
	学校数 (校)	学級数 (学級)	児童生徒数(人) (R6.5.1現在)	教員数(人) (R6.5.1現在)
幼稚園	47	213	4,070	359
認定こども園	1	5	93	8
小学校	67	1,128	35,391	1,702
中学校	68	760	26,846	1,539
義務教育学校	5	131	3,750	235
高等学校	15	207※	8,036	564
中等教育学校	4	39	2,862	196
特別支援学校	45	488	2,828	1,494
計	252	2,971	83,876	6,097

出典：令和6年度学校基本調査

(※)学校基本調査では集計していないため、教育人材政策課調べ

7. その他

77

国立大学法人等の機能強化に向けての論点整理 概要①

令和7年1月15日

- 本検討会では、国立大学法人化後のデータを整理の上、その分析を基に課題の整理を実施。
- それを踏まえ、国立大学法人・大学共同利用機関法人の機能強化に向けた対応策の方向性に関して、論点を整理しており、今後これに基づき、対応策の具体化に向けて、関係者とも議論を深掘り。
- 具体策等の深堀に当たっては、デジタル社会の到来、グローバル化の進展を経て複雑化した国際環境、我が国における少子化の急速な進展等、大学が社会の大きな転換期にあることを十分認識する必要。

財務の現状分析と課題

- 経常収益は約1.4倍に増加しているが、経常費用も増加。
- 外部資金の受入額は約4倍に増加。間接経費の活用の幅も拡大。
- 授業料について、標準授業額を超える設定を行う大学もあり。
- 運営費交付金は法人化以降1600億円程度の減少。競争的資金は増加、修学支援新制度の導入。
- 施設整備費補助金は近年、1000億円弱で推移。

- ✓ 外部資金の増加の程度は法人の規模等によって異なる。
- ✓ 各法人の状況を法人と共に検証の上、対応策を検討することが必要。
- ✓ 法人ごとの財務、経営上の工夫等の確認、好事例の展開が必要。
- ✓ 特に赤字が大きい附属病院は、実態把握と対応策の検討が必要。

規制緩和や人事給与マネジメントの現状分析と課題

- 土地の貸付、余裕金の安全資産以外による運用も拡大。
- 長期借入や債券発行などによる資金調達も実施。
- 大学発ベンチャーへの出資や、新株予約権の保有などベンチャー支援も拡大。
- 人事給与マネジメント改革により、テニュアトラック制の導入、年俸制、クロスアポイントメント制度などが進展。

- ✓ 土地の貸付、余裕金の運用や出資は立地や経営規模によって異なる。
- ✓ 一方で規模の小さい法人も活用事例があり、好事例の展開が必要。
- ✓ 国においても各法人における取組のあい路等を解決する対応が必要。
- ✓ 人給マネジメントは、学長等のリーダーシップによる見直しが必要。

教育の現状分析と課題

- 教学マネジメント、社会需要に応じた教育研究組織の見直しが進展。
- 共同教育課程や連携開設科目等、大学間の教育課程上の連携が進展。
- SGU等が大学の国際化に貢献したが、人の流動規模は国際的には小さい。
- 博士課程学生への経済的支援は着実に進展。就職先の多様化や進学者の増加に課題。
- リカレント教育は、履修証明制度などは増加しているが、社会的認知度の更なる向上が課題。

- ✓ 教育の質向上に係るコスト上昇を法人努力等で賄っているが、持続可能性に課題。
- ✓ 教育コストの上昇は教育効果のエビデンスと合わせて理解を得る必要。
- ✓ 教育の国際化については学内のシステム改革を進めることが必要。
- ✓ 博士人材の育成に向け、質の高い大学院教育の推進と博士人材の社会的評価の向上・認知の拡大が必要。
- ✓ リカレント教育は、受講目的と効果のマッチングに向けたプログラムの構築と適切なコスト負担等の工夫により、持続可能な仕組みとすることが必要。

研究の現状分析と課題

- 民間企業との共同研究件数は4.2倍、額は6.4倍に増加し、大型化も進展。
- 論文数は増加しているものの、研究力は諸外国との間で相対的に低下。
- 国際的研究ネットワークの中核に入れていない。
- 論文の生産性の観点からは科研費が大きく貢献しており、WPIなどの拠点プログラムでは研究力を牽引する諸外国と遜色ない研究業績を実現。
- 我が国は上位に続く層の大学から輩出される論文数が海外と比べて少なく、上位に続く層の厚みの形成に課題。

- ✓ 外部資金の拡大等で研究費の確保が図られたが、諸外国の研究投資の伸びとの比較で、相対的に研究力の差は拡大。
- ✓ 知の価値に応じた共同研究費の設定を更に進め、持続的に発展する高度な産学連携活動を支える体制の構築が必要。
- ✓ 若手を含む研究者の挑戦的な研究を支援するため、科研費の充実が必要。
- ✓ 各大学等の強み・特色を伸ばすシステム改革・高度な研究マネジメント基盤の構築による研究力の向上や、大学共同利用機関等の組織・分野を超えたハブ機能の強化による研究基盤へのアクセス確保が必要。

78

社会が大きな転換期を迎える中での国立大学法人等の機能強化に向けた今後の対応策についての方向性

① 国立大学法人等の役割と機能強化の方向性

- ✓ 機能強化に向けた具体的方策及びスケジュール等を検討するにあたっては、本論点整理に掲げる課題等について、各法人と文部科学省で議論を深掘り。

② 機能強化の方向性に沿った規模とガバナンスの在り方

- ✓ 各法人のミッションに応じた機能強化に向け、学部定員の見直しを含む、教育・研究組織及び規模（修士、博士課程の定員、外国人留学生など）の見直し。
- ✓ リソースの補完や強みを強化する観点からの連携、再編・統合について、ステークホルダーの状況も踏まえた、法人と文部科学省の対話の実施。
- ✓ 機能強化の方向性に沿った組織内部のガバナンスという考え方に関する法的観点からの整理の実施。

③ 地方に所在する国立大学法人等が果たす役割と国からの支援の在り方

- ✓ 地方における知の拠点としての役割を踏まえた学部定員の在り方の議論。
- ✓ 地域の高等教育のハブとしての公私立大学との連携や大学共同利用機関との連携。

④ 国立大学法人等に附属する組織の在り方

- ✓ 国立大学附属病院に求められる機能とそれに応じた組織の在り方の検討。
- ✓ 附属学校等に求められる役割を果たす上での、必要な見直し。

⑤ 機能強化の方向性に沿った財政支援とコスト負担の在り方

- ✓ 各法人のミッションを踏まえた機能強化を効果的に支援するための第5期中期目標期間に向けた運営費交付金の配分の在り方（物価や人件費が恒常的に上昇する中での運営費交付金の在り方含む）の検討。
- ✓ 法人、国、ステークホルダー（学生、保護者や企業等）間での教育研究コストの適切な負担についての議論。
- ✓ 大学支援策における機能強化に向けたシステム改革の包含と、支援終了後の継続性等の検討。
- ✓ 高等教育全体に必要な投資を高めるための他省庁や民間企業と共に取り組む新たな政策軸についての議論。

79

国立大学に関する各種政策文書における記述①

【経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針）（令和7年6月13日閣議決定）】

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着
～賃上げ支援の政策総動員～

（1）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

（4）先端科学技術の推進

（略）イノベーションの持続的な創出に向け、国際卓越研究大学制度による世界最高水準の研究大学の創出を始め多様で厚みある研究大学群の形成に向けた取組を、効果検証しつつ進めるとともに、先端研究設備・機器の戦略的な整備・共用・高度化を推進する仕組みを構築する。研究データの活用を支える情報基盤の強化やAI for Scienceを通じ、科学研究を革新する。産学官連携の大規模化・グローバル化を促進する。

科学技術人材の育成を強化する。成長分野における大学学部・高専学科の再編及び高専の新設、先端技術に対応した人材育成の高度化・国際化を始め、大学・高専・専門学校の機能を強化する。

4. 国民の安心・安全の確保

（7）「誰一人取り残されない社会」の実現

（女性・高齢者の活躍）

（略）AI、IT分野を始め理工系分野の大学・高専生、教員等に占める女性割合の向上に向け、最先端の科学技術を学ぶ機会や理工系の女性ロールモデルに触れる機会を早い段階から継続的に提供するなど、女子中高生の関心を醸成し、意欲・能力を伸長するための産学官・地域一体となった取組、大学上位職への女性登用を促進する。（略）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（3）公教育の再生・研究活動の活性化

（質の高い公教育の再生）

（略）地域枠の活用を含む教員養成大学等の機能強化、養成段階からの教師人材の育成・確保の仕組みの改革、研修の充実、奨学金返還支援の学部段階を含む更なる検討に取り組む。

（中略）

急激な少子化の進行や地域の人口・産業構造の変化を見据え、高等教育へのアクセスを確保しつつ国公私を通じた大学の連携、再編・統合による機能強化や縮小・撤退による規模の適正化を進めるとともに、教育の質の高度化を進める。高等教育費の負担軽減に向け、拡充された修学支援新制度や授業料後払い制度を着実に実施するとともに、民間資金を活用した支援の拡充など、必要な検討を進める。日本人海外留学生年間50万人・外国人留学生受入れ年間40万人目標の実現に向け、官民一体での支援策の戦略的活用に取り組む。

（研究の質を高める仕組みの構築）

研究時間の確保や生産性向上による基礎研究力の抜本的な強化に向け、科学技術政策全般のE B P Mを強化しつつ、教育・研究・ガバナンスの一体改革を推進する。物価上昇等も踏まえつつ運営費交付金や私学助成等の基盤的経費を確保する。科研費等の競争的研究費の充実を通じた研究力の一層の強化に取り組むべく、支援の在り方を検討する。官民連携による、先端大型研究施設の戦略的な整備・共用・高度化の推進や、高度専門人材の育成・確保、博士課程学生や若手研究者の安定ポスト確保による処遇向上、産学官の共創の場の形成、大学病院における教育・研究・診療機能の質の担保に向けた医師の働き方改革の推進などによる研究環境の確保により、我が国の研究力を維持・強化する。長期的ビジョンを持った国家戦略として次期「科学技術・イノベーション基本計画」を2025年度内に策定した上で、指標を用いた進捗状況の把握・評価を実施し、その成果を活かしつつ科学技術・イノベーション政策を推進する。（略）

80

国立大学に関する各種政策文書における記述②

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）】

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 年計画の推進

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

（1）官公需における価格転嫁策の強化

① 労務費等の価格転嫁の徹底

官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。

取り分け、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。

4. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善

（1）アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成

Ⅵ. 3に記載の「産業人材育成プラン」を策定し、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成に取り組む。

Ⅲ. 投資立国の実現

5. P Eファンド等への成長投資の強化

③ 大学基金の運用の高度化

海外の大規模な大学基金のように積極的なオルタナティブ投資が促進されるよう、大学独自基金におけるオルタナティブ投資のための指針・運用モデル等の作成やアセットオーナー・プリンシプルの表明促進など、必要な措置を講じる。

あわせて、大学独自基金の運用モデルとなることを目指して、国際卓越研究大学を支援する10兆円規模の大学ファンドについて、着実に運用高度化を進める。

加えて、基金運用の裾野を拡大する観点から、大学基金の造成促進や大学・財団等への寄付拡充の方策について検討する。

Ⅴ. 科学技術・イノベーション力の強化

1. 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一貫通貫での支援

（略）重要技術領域での企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進等に加え、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、これまで実施してきた施策の振り返りも踏まえつつ、研究開発税制等の税制によるメリハリあるインセンティブを検討する。（略）

3. 大学等の高度な研究・教育と戦略的投資の好循環の実現

① 大学ファンドによる支援と地域中核・特色ある研究大学への支援

世界最高水準の研究大学の実現に向けて、10兆円規模の大学ファンドの支援対象となる国際卓越研究大学の第2期公募における選定を進め、2025年度中の助成開始を目指すとともに、意欲ある多様な大学による、各々の強みや特色を十分に発揮し、地域の経済社会の発展や国内外における課題の解決や研究の多様な国際展開を後押しする。加えて、研究大学や大学共同利用機関法人（個々の大学では整備できない大規模施設・設備等を全国の研究者に提供する機関）等における先端研究設備・機器の戦略的な整備・共用・高度化を進めるとともに、技術専門人材の育成・情報基盤の強化やAI for Scienceを通じ、科学研究を革新する。

② 若手研究者の支援及び育成の強化

若手研究者の支援及び育成の観点から、海外での博士取得や国際学会への送り込み等の海外での研さんの機会を強化するとともに、我が国の研究活動の中核である大学について、若手研究者の育成若しくはポスト確保のための人事給与マネジメント改革及びガバナンス改革等を進める。加えて、若手研究者を中心とした挑戦的・国際的・創発的研究への支援の積極的な拡充や、国際共同研究支援の拡充に取り組む。

⑤ ガバナンス強化と一体となった基盤的経費・競争的研究費の確保

大学を始めとした研究機関の戦略を実現する柔軟な資金配分、人事給与マネジメント改革等の実施とあわせて、近年の物価・人件費の上昇等も踏まえつつ、科学のフロンティア開拓及び我が国の研究力強化のため、運営費交付金等の基盤的経費を確保する。また、科研費等の競争的研究費の充実を通じた研究力の一層の強化に取り組むべく、支援の在り方を検討する。

Ⅵ. 人への投資・多様な人材の活躍推進

1. 三位一体の労働市場改革の加速

（1）リ・スキリングをはじめとする能力向上支援

労働者のリ・スキリングによる最先端の知識・技能の修得（2029年まで毎年約3,000人以上）や、地方の経営者等の能力構築（2029年までに約5,000人）に向け、大学等が中心となり自治体や産業界等との協働による実践的な教育プログラムの開発を支援する。

国立大学に関する各種政策文書における記述③

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）】

2. 多様な人材の活躍推進

（6）留学モビリティの拡大、教育の国際化

我が国の成長をけん引する人材を育成するため、初等中等教育段階からの国際交流の促進、官民一体となった留学のための奨学金等の戦略的活用や、多様で優秀な外国人留学生の誘致及び国内定着に取り組む。加えて、留学モビリティ（日本人の派遣及び外国人留学生の受入れの一体的な推進）の拡大のため、多文化共修環境の構築や質保証を伴った大学間交流の強化に取り組む。

3. 産業人材育成プラン

① 産学協働での地域毎の人材ニーズの明確化や人材育成の連携体制の整備

全国で地方ブロックごとに、地域の人材需要の変化の分析を踏まえ、人材育成施策の方向性及び産学を含む関係者による連携方策を議論する場を立ち上げる。

上記の地域における人材需要を踏まえて、都道府県等の地域ごとに、各地域における大学・高専等を中心とした産業人材育成の取組方針について、産学官労等の関係者で議論・推進する「地域構想推進プラットフォーム」を構築し、地域の高校教育改革やリカレント教育等の取組との連携も含め、実効的な運営・取組促進を図る。

② 各教育段階における産業人材の育成に向けた教育プログラムの充実

（略）高専・大学段階では、「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金」による事業等を活用し、高専の新設等への支援や、寄附講座や共同研究等の実施も含め、企業からの資金提供や人材の派遣・交流等、産業界と連携した取組を促すことにより、成長分野への学部・学科の再編等を進める。半導体等の地域の産業ニーズ等を踏まえた技術領域に対応する産業人材を育成するため、高専教育の高度化を図るとともに、複数の大学・高専と産業界のネットワークをいかに人材育成を充実する。

（中略）

科学技術人材の育成については、産学連携の新たな枠組みを構築し、先端技術分野での共同研究を通じた、産業界でも活躍できる優れた研究者や、産業・研究基盤を支える技術者、大学等における研究開発マネジメント人材の育成・確保や、関連制度・システム改革等、人的投資の拡充に向けた取組をパッケージとして一体的に実行する。（略）

③ 産業界から教育機関への資金提供・共同でのプログラム開発等の促進

地方創生に不可欠な地域での人材育成に対し、産業界からの資金の流れを強化するため、官民連携の重要な手法である企業版ふるさと納税について、地方自治体と企業とのマッチング支援を強化し、企業による利用促進を図るとともに、企業が大学等の教育研究の充実のための基金等に寄附する際の手続の簡素化や、企業による地元の学校のエデュケーションへの貢献を促進する方策の強化を図る等の取組を進める。

産業界と連携した学部・学科の新設等に係る設置認可手続について、実務家教員をより採用しやすくするため、民間企業経験者などを審査体制に加え、教員資格審査の改善を図るなど、設置認可手続における迅速かつ円滑な審査に向けた具体的な方策を検討する。

（中略）

民間企業が博士人材を採用しやすい環境を整備するとともに、企業研究者に対する博士課程進学支援等により、産学官連携を通じた博士人材等の活躍を促進する。産学間の人材交流を促進するための課題整理や事例展開などを行うために産学連携ガイドラインの改訂等を検討する。

このプランの実行においては、地方の大学や高専に企業の資金がより還元するようにするため、企業経営者の目線も取り入れ、大学・高専などに寄附して教育内容は任せきりではなく、J・Vのように共同事業として、共同教育や共同研究にとどまらず、学部学科等の運営まで実施するような事例の創出にも取り組む。（略）

Ⅶ. 資産運用立国の取組の深化

5. 資産運用業・アセットオーナーシップの更なる高度化

② アセットオーナーシップ改革の更なる推進

（略）国立大学法人、公立大学法人及び学校法人については、海外では基金の運用によって運営資金の確保等が行われていることを踏まえ、ポートフォリオをはじめとする資産運用・資産管理に係る実態把握を進めるとともに、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人におけるアセットオーナー・プリンシプルの検討状況を年末を目途に整理する。特に、国際卓越研究大学の認可における体制整備の判断に際しては、今後、アセットオーナー・プリンシプルの受入れを要件に盛り込む。（略）